

第2章

計画の基本的な考え方

1 子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題

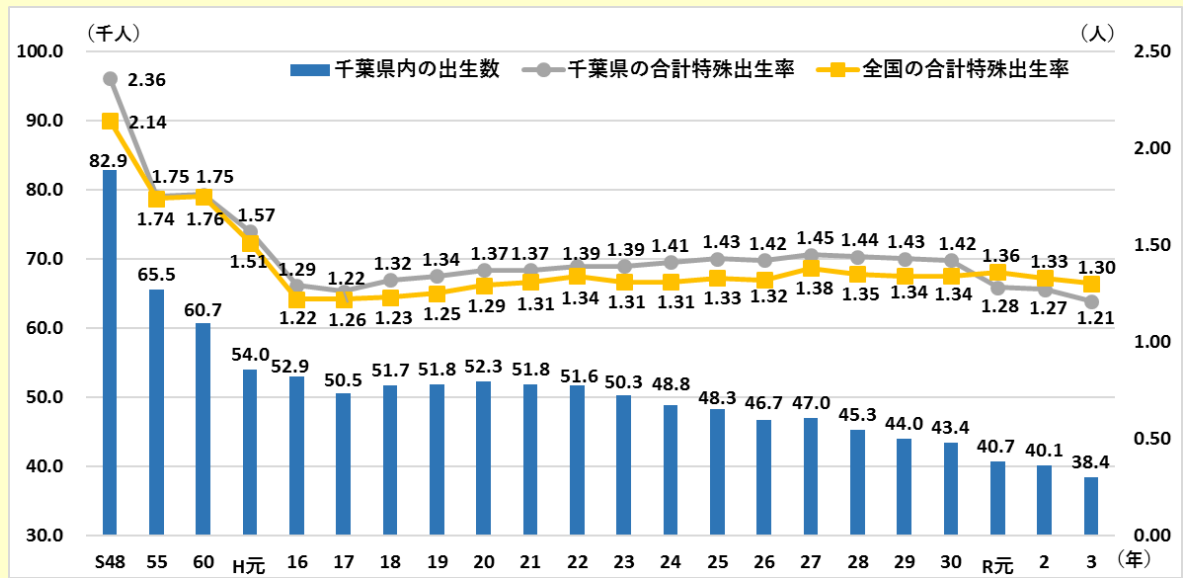
多様化・複雑化する青少年問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組むためには、子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題をしっかりと認識し、社会全体で共有することが重要です。そこで、子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題を以下のとおり 10 項目に整理するとともに、子ども・若者が過ごす「場」を「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境（インターネット空間）」「就業（働く場）」の5つに分け、これら5つの「場」における状況の変化と課題についても整理しました。

(1) 社会全体の環境の変化と課題

①少子化の進行

- ・ 本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年（1973年）の8万2,960人をピークに減少傾向が続き、令和2年（2020年）には4万168人となっています。合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数の推計値）は、昭和51年（1976年）に2.0を下回り、昭和60年（1985年）以降からは、全国平均を下回る状況が続き、令和3年（2020年）は1.21（全国1.30）と、依然として少子化傾向に歯止めがかかっていません。
- ・ 子どもの減少により、子ども同士が、切磋琢磨し社会性を育みながら成長していくという機会が減少しており、家庭や学校、地域において、人や社会とつながる機会の確保が求められています。
- ・ また、少子化の進展により、学校の小規模化や統廃合が進んでいる地域もあります。学校の小規模化や統廃合による教育の地域間格差が懸念されることから、どの地域でも質の高い教育を行うことができるよう学校の指導体制を充実させる必要があります。

○出生数と合計特殊出生率の推移【全国・千葉県】

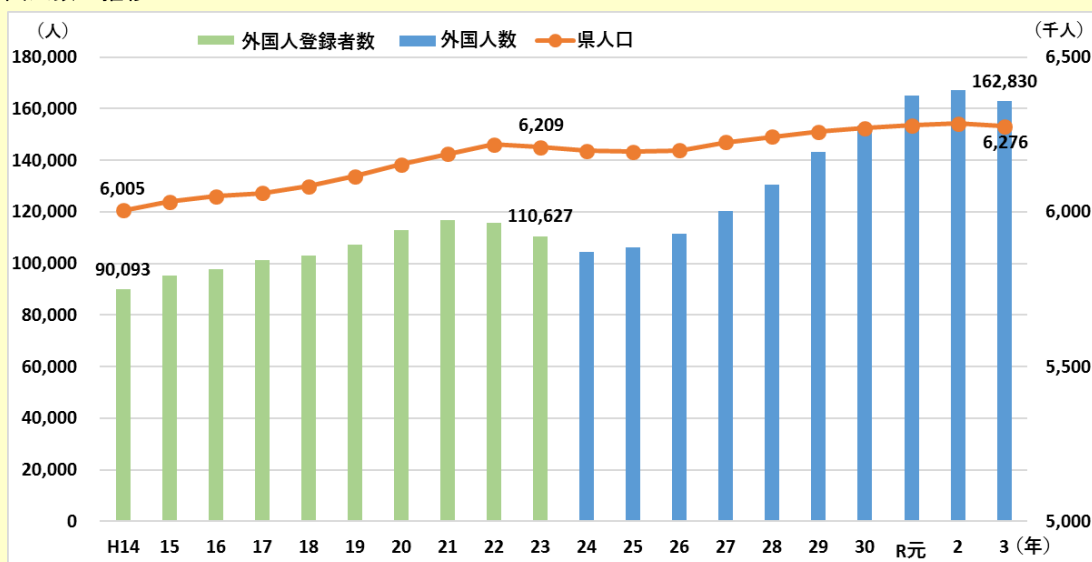


資料：厚生労働省「人口動態統計」

②グローバル化の進展

- ・ 本県の外国人数は令和3年（2021年）12月時点で、16万2,830人となり、過去最高となった令和2年（2020年）末現在の16万7,175人と比べ、4,345人（2.60%）減少したものの、近年、増加傾向にあります。また、平成23（2011）年からの県人口と外国人数の増加率を比較すると、県人口の約1%増に対し、外国人数は47%増と大幅に増加しています。
- ・ こうした中、外国人県民の中には、日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション能力が十分でないため、行政機関の窓口や病院での診察等、日常生活における様々な場面で意思疎通に支障が生じ、生活に困難を抱える方が多くいます。そのため、多言語による情報提供や相談対応等、支援の充実が求められています。
- ・ また、日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にある中、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や受入れ体制の整備を進めることが求められます。
- ・ 加えて、グローバル化が進展する中、主体的に物事を考え、自分の考えを分かりやすく伝え、文化的・歴史的なバックグラウンドに由来する価値観や特性の差異を乗り越えて、相手の立場に立って互いを理解する、更にはそうした差異からそれぞれの強みを引き出して活用し、相乗効果を生み出して、新しい価値を生み出すことができるグローバル人材が求められていることから、そのような人材を育成するための教育が求められます。

○外国人数の推移

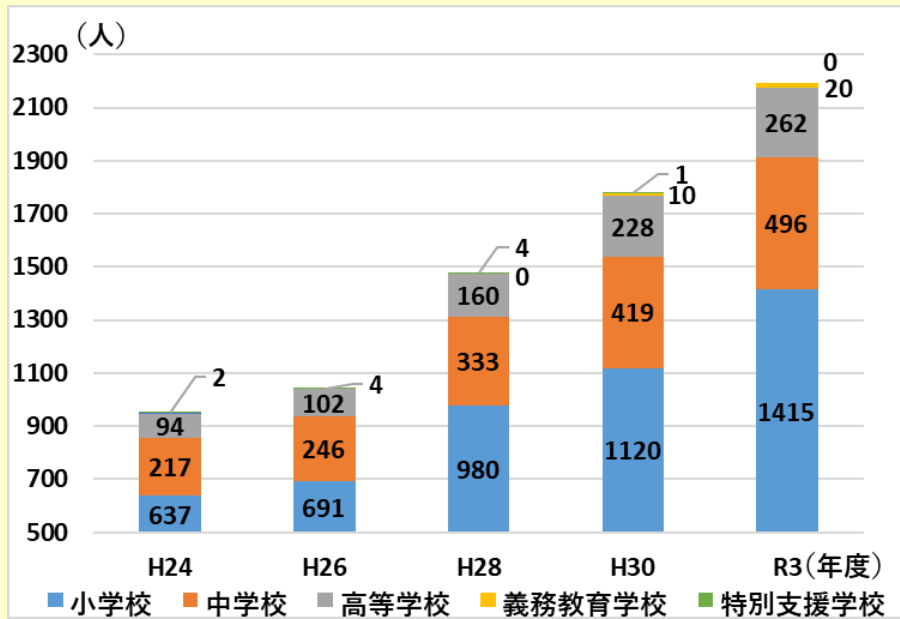


資料：千葉県国際課調査「令和3年12月末住民基本台帳による外国人数」、
千葉県統計課「千葉県毎月常住人口調査（12月調査）」

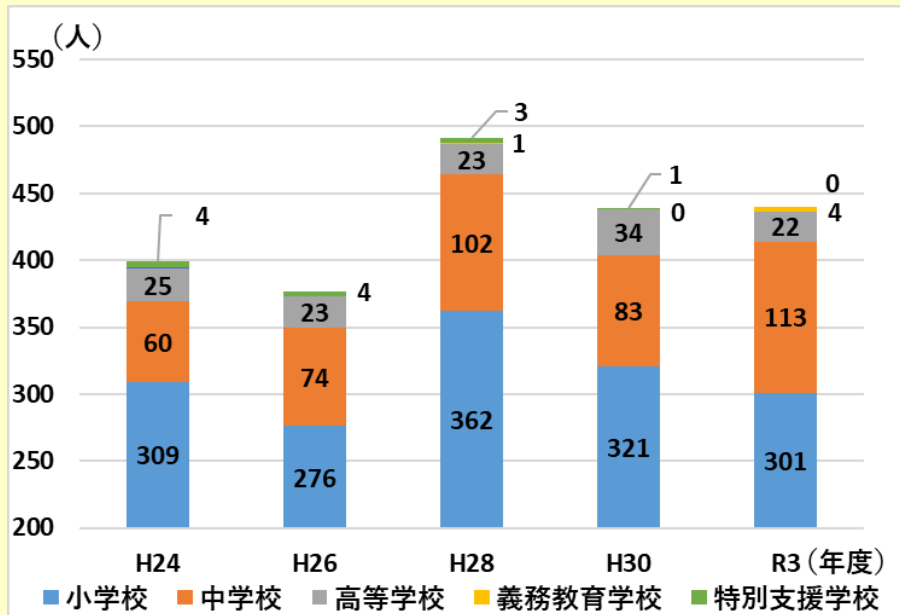
※平成23年以前は、外国人登録者数、平成24年以降は外国人登録制度の廃止に伴い、住民基本台帳上の外国人数を集計しています。

※県人口は各年12月1日現在のものです。

○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒



○日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒

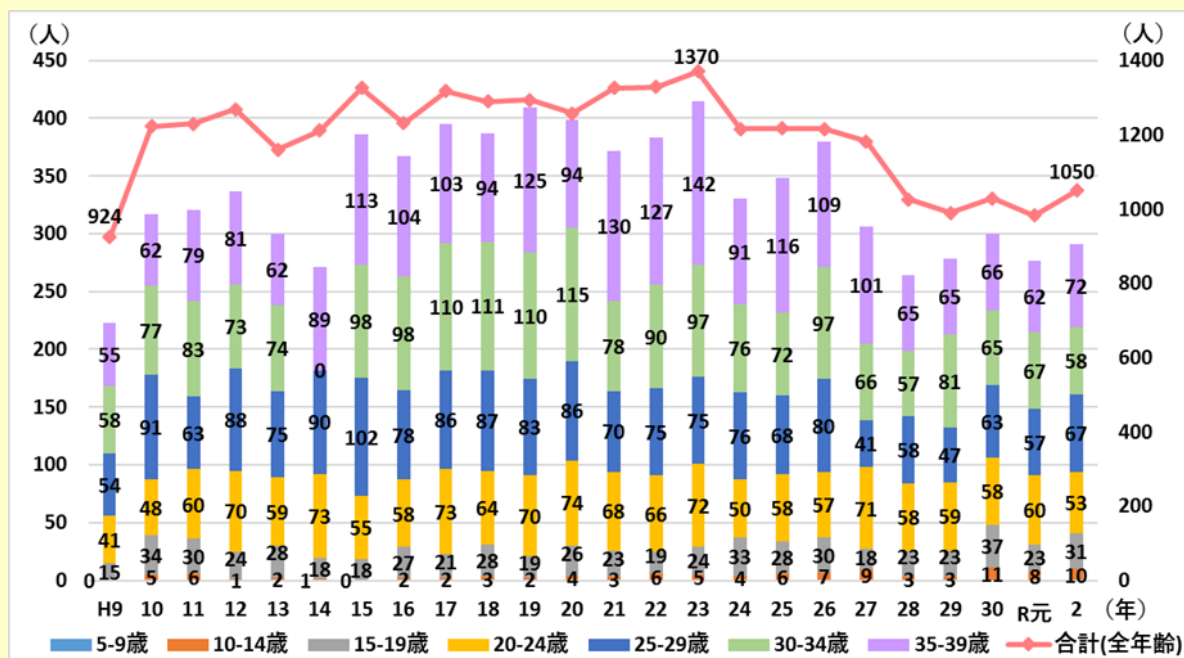


資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

③生命・安全の危機

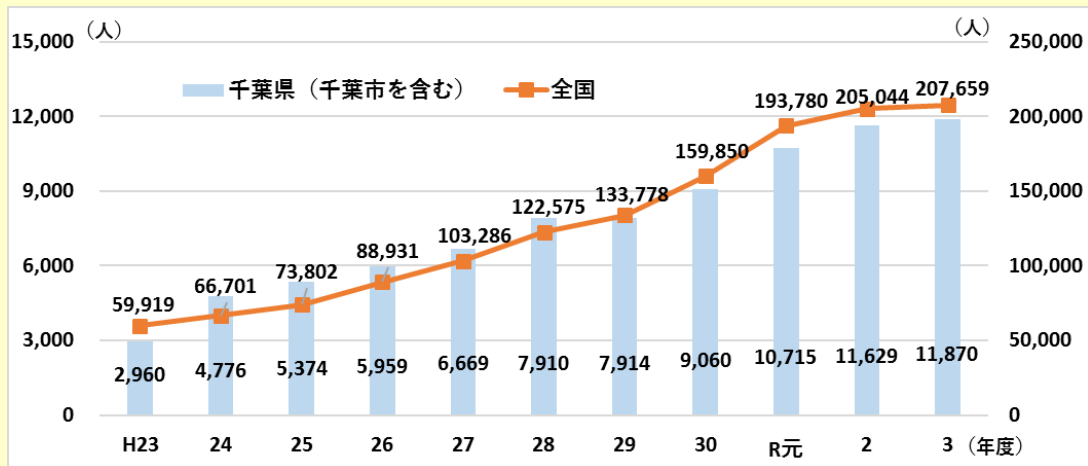
- ・ 本県の10歳から39歳までの自殺者数は、年間300人前後で推移し、この年齢層の死因順位においては、1位となっています。思春期は子どもから大人への移行期に当たり精神的な安定を損ないやすい時期であることから、自殺を防ぐ体制の充実を図ることが必要です。
- ・ 本県の児童相談所（千葉市含む）における令和3年度の児童虐待相談対応件数は11,870件で、5年前に比べて約1.5倍と増加の一途をたどっています。児童虐待は、社会全体で早急に解決しなければならない重要な課題です。
- ・ 交通人身事故の発生件数、重症者数、死亡者数は減少傾向にあるものの、通学中の児童が死傷した痛ましい事故の原因となった飲酒運転など、重大な交通事故の発生につながる危険運転等が後を絶たないことから、交通安全教育や登下校での見守り等、交通事故の防止に向けた更なる取組が求められています。
- ・ さらに、これまで経験したことのない激甚災害や感染症が発生するとともに、性被害、消費者被害等の事件・事故に巻き込まれるケースが後を絶たない状況にある中、子ども・若者の生命・安全確保の徹底に向けた取組が求められています。

○年齢別自殺者数



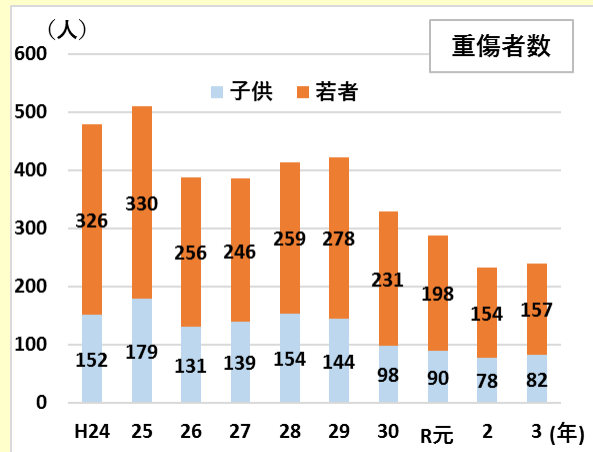
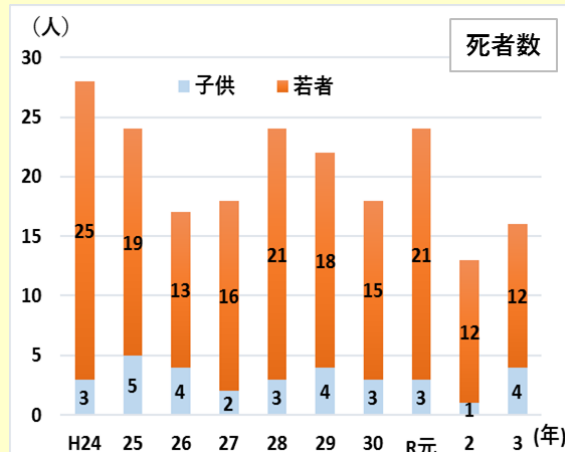
資料：厚生労働省「人口動態統計」

○児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



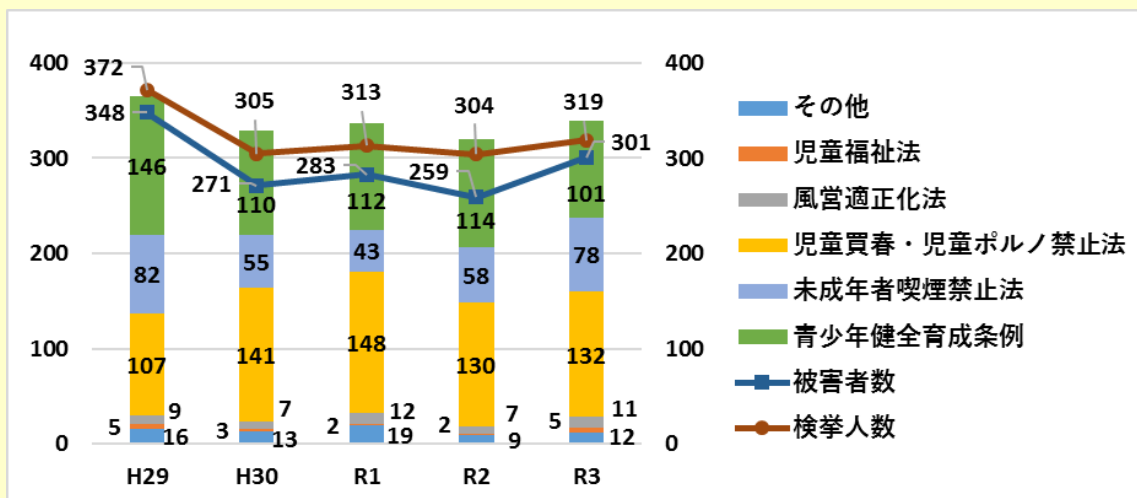
資料：厚生労働省「福祉行政報告例」
※令和3年度は速報値

○交通人身事故発生状況の推移（年齢層別）



資料：千葉県警察本部「交通事故発生状況」
※本統計で「子供」は中学生までを、「若者」は15歳以上24歳以下（中学生を除く）を指す。

○福祉犯検挙状況及び被害児童数の推移

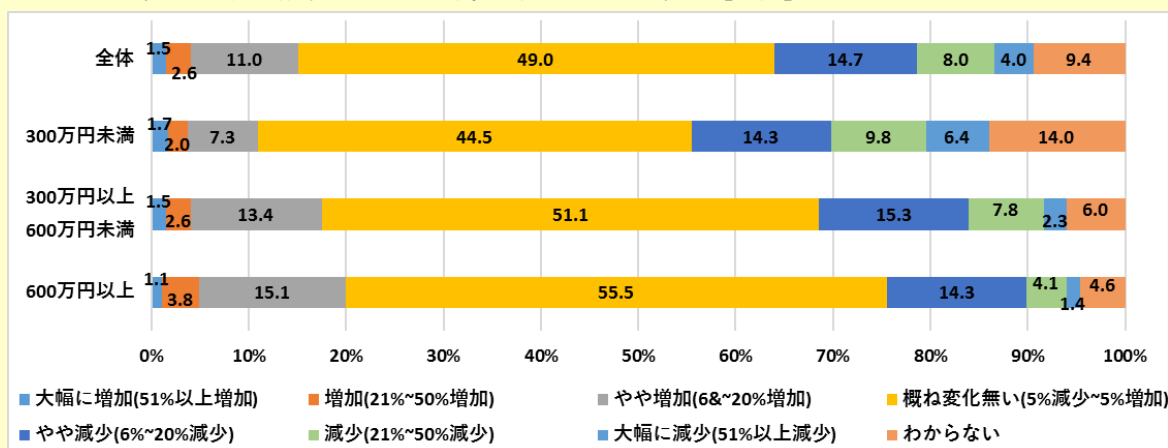


資料：千葉県警察本部「令和4年版ちばの少年非行」

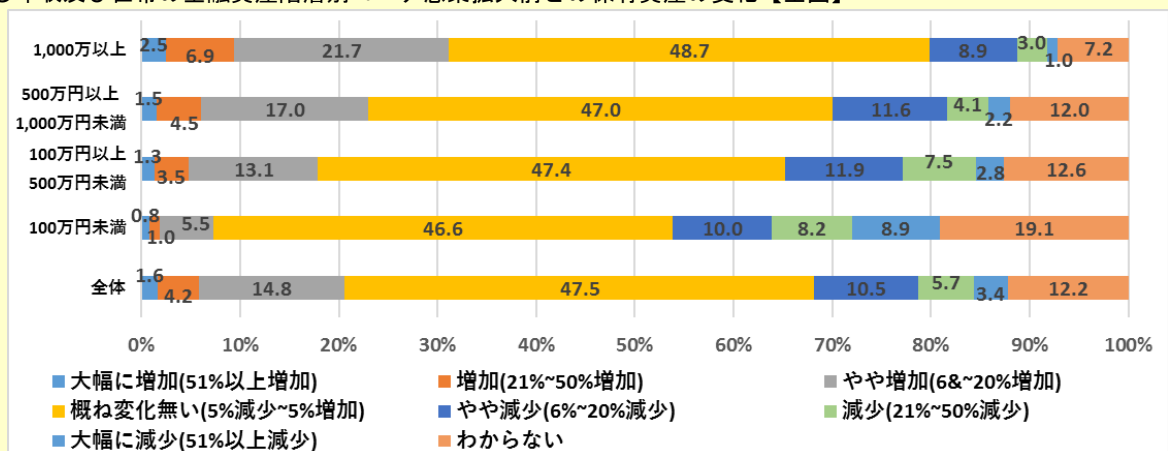
④格差拡大への懸念

- ・ 経済的に困難な状況に置かれたことにより、様々な機会を奪われ、人生の選択肢を狭めてしまう可能性のある「子どもの貧困問題」への対応は重要な課題です。
- ・ ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。
- ・ また、「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(内閣府)によると、年収及び保有資産の低い世帯ほど、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年12月と比較して、年収及び保有資産が減少したと回答しており、格差の更なる拡大が懸念されます。
- ・ 家庭の社会的・経済的背景に関わらず、成長過程にある子ども・若者が質の高い教育や医療等を受けつつ心身ともに健やかに成長できるよう、取り組んでいく必要があります。

○年収及び世帯の金融資産階層別コロナ感染拡大前との年収の変化【全国】



○年収及び世帯の金融資産階層別コロナ感染拡大前との保有資産の変化【全国】



資料：内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」
※変化は2019年12月（感染拡大前）との比較

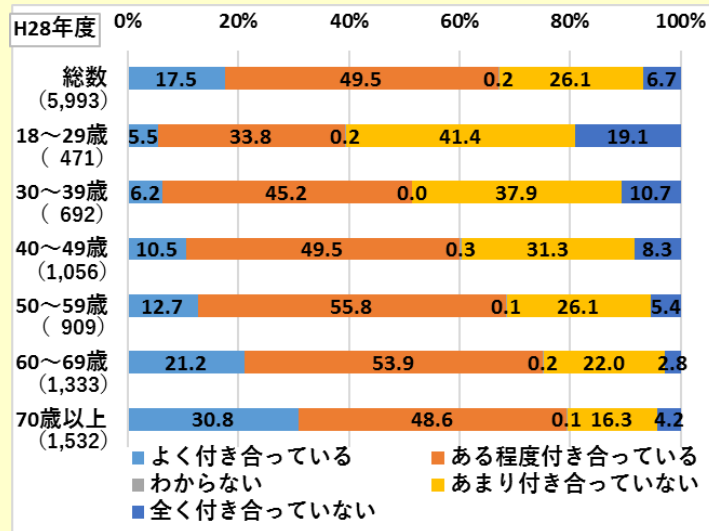
⑤孤独・孤立²の顕在化

- ・ 三世代世帯の減少や地域のつながりの希薄化、更には新型コロナウイルス感染症の影響により、人との交流が制限されたこと等で、子ども・若者の孤独・孤立の問題が一層顕在化しています。
- ・ 「人々のつながりに関する基礎調査（令和3年）」（内閣官房孤独・孤立対策担当室）によれば、孤独感があると答えた人の割合は、全年齢平均で 36.4%であったのに対し、20代は 44.4%、30代は 42.2%となっており、若い世代の多くが孤独感を抱えています。
- ・ 孤独・孤立は、自殺やひきこもり³等、様々な社会問題の要因となるだけでなく、子育て中の家庭が孤立することで、家庭の教育力の低下につながる可能性があることから、状況に応じた切れ目ない相談支援体制の整備や多様な居場所の確保、人と人とのつながりを実感できる地域づくり等、適切な支援を行う必要があります。

² 孤独・孤立：「孤独」は主観的概念でひとりぼっちと感じる精神的な状態、「孤立」は客観的概念で社会とのつながりのない（又は少ない）状態をいう。

³ ひきこもり：様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいう（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）

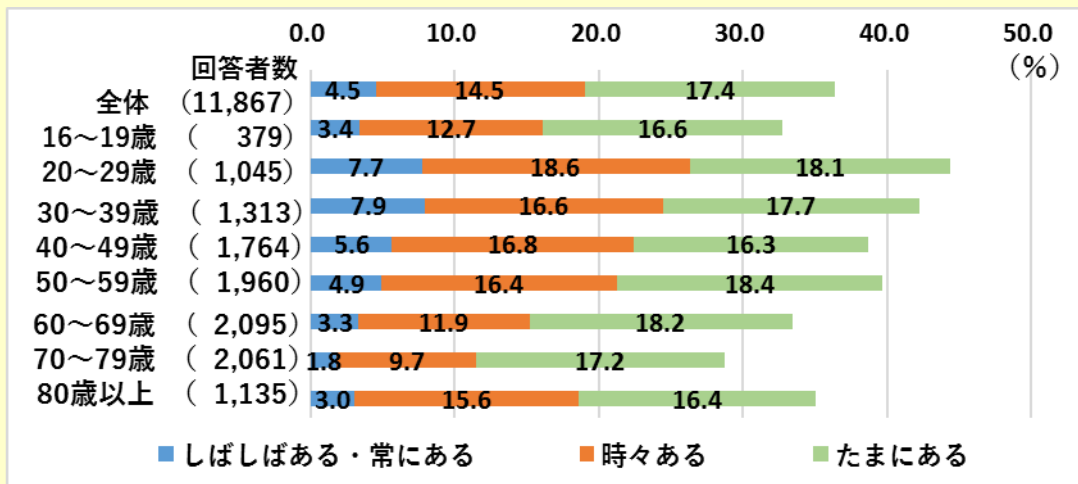
○現在の地域での付き合いの程度【全国】



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」

※ () 内は該当者数

○年齢階級別の孤独感【全国】



資料：内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査」

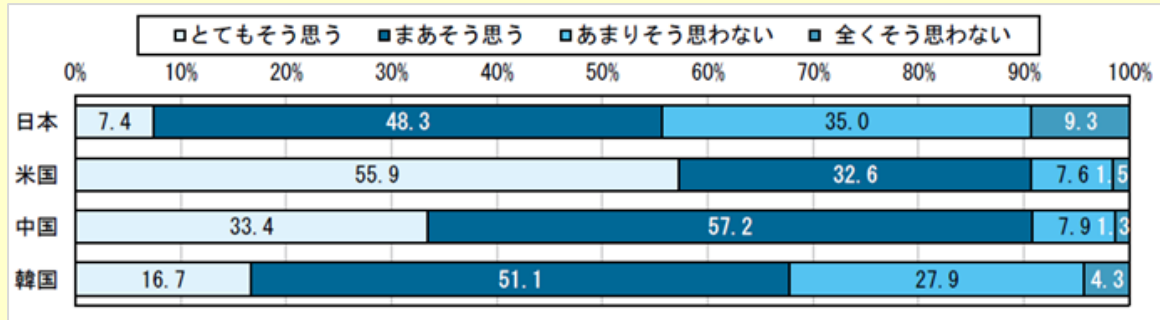
⑥低い自己肯定感⁴

- ・ ユニセフの国際調査によると、我が国の子どもの「身体的健康」については、38 か国中 1 位であったのに対し、生活への満足度を示す「精神的幸福度」では 37 位、「すぐに友達ができると答えた 15 歳の生徒の割合」が 40 か国中 39 位であるなど、精神的・社会的側面において、子どもの well-being⁵が低い状況です。
- ・ また、日本の子どもたちは、自分のあり方を積極的に評価できる感情、また、自らの価値や存在意義を肯定できる感情である「自己肯定感」が諸外国の子どもたちと比べて低い状況です。
- ・ 勉強やスポーツ等を通じた競い合いや体験活動など、他者や社会との関わり合いを通じて育まれる自己肯定感は、自らの意思で学習しようとする動機づけになるだけではなく、ありのままの自分を受け入れる、他人と協調できる、様々な困難を乗り越えることができるなど、子どもたちに必要な資質を育む上で重要です。
- ・ 一方で、他者との比較や他者からの評価などを意識するあまり、自分の良いところが見えなくなることもあることから、自分に自信が持てない部分などを過度に意識し、何かに挑戦する姿勢や積極的に意見表明する態度を失わないようにすることも大切です。自分の長所と短所、自信のあるところとないところの両方を受容し、「自分らしさ」を見失うことがなく、自らの力を最大限発揮できるよう自己肯定感を育てていくことが求められます。

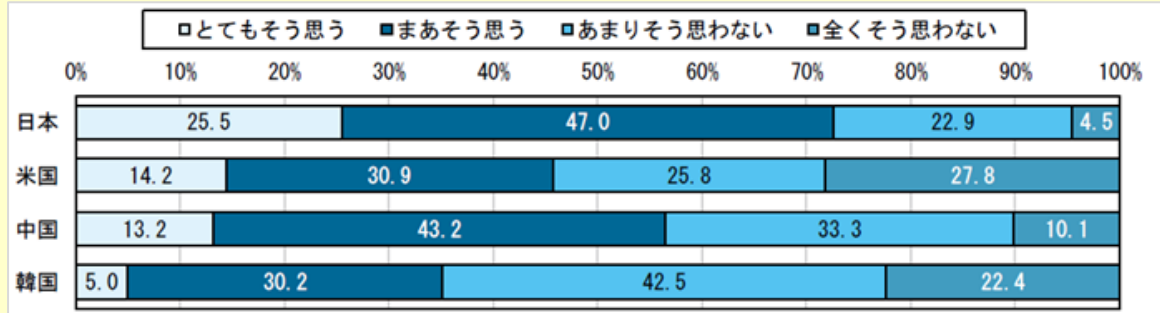
⁴ 自己肯定感：自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する。

⁵ well-being (ウェルビーイング)：主観的幸福感のこと。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、「幸福」と翻訳されることも多い。1946 年の世界保健機関 (WHO) 憲章草案の中で、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態 (well-being) にあることをいいます」と用いられている。

○自己肯定感に関する諸外国との比較（私には人並みの能力がある）【全国】



○自己肯定感に関する諸外国との比較（自分はダメな人間だと思うことがある）【全国】



資料：国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査（平成 27 年）」

⑦価値観やライフスタイルの多様化

- ・ 社会経済のグローバル化や情報化の進展などにより、子ども・若者をはじめ人々の価値観やライフスタイルが多様化しています。
- ・ 年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として、その人らしく生きていくことができる社会づくりが求められています。
- ・ 誰もが社会に参画し、多様な個性や能力を發揮できるよう取組を進め、社会全体の活力向上につなげていくことが重要であることから、子どものときから多様性を認め合う考え方をはぐくむ取組を行う必要があります。

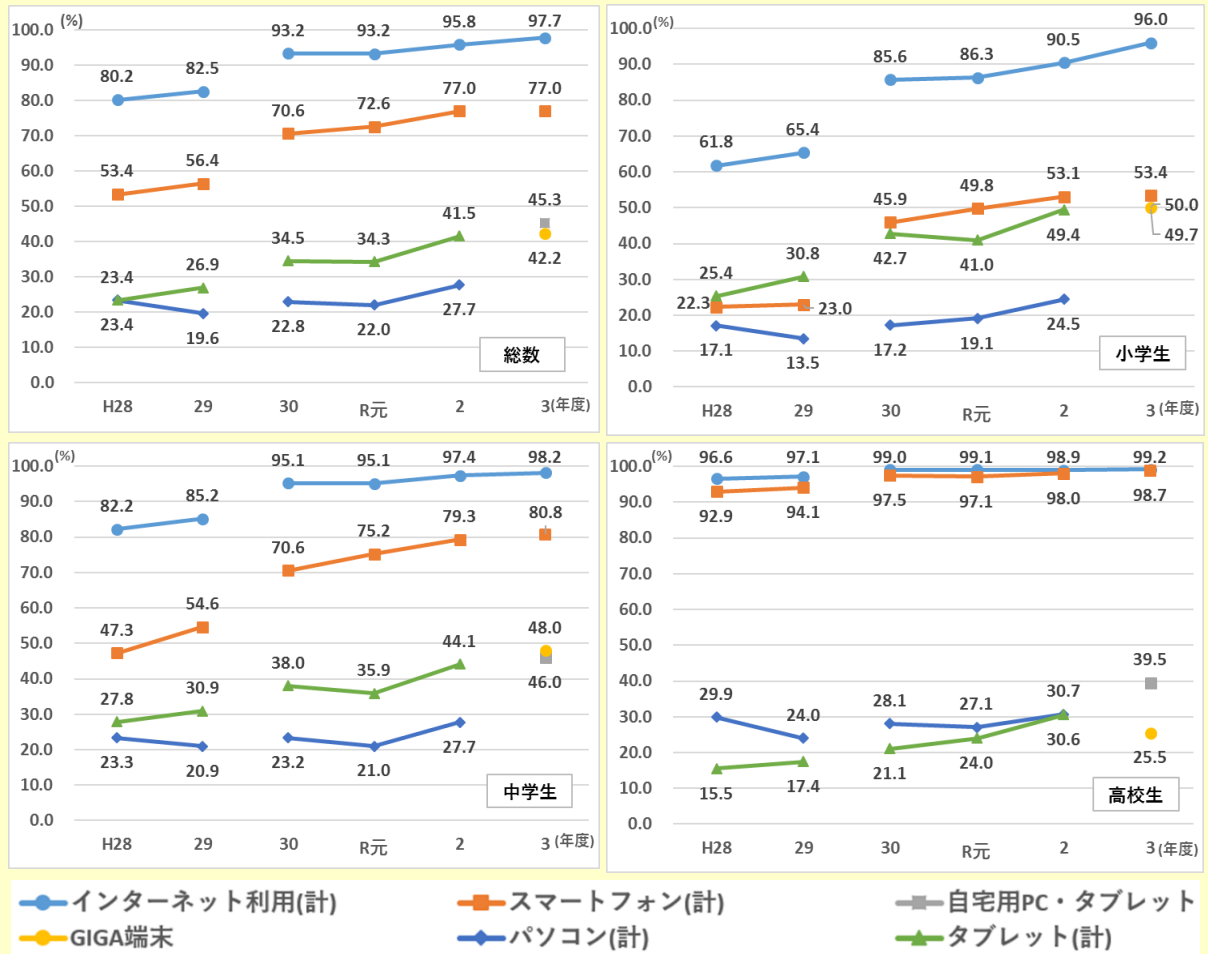
⑧情報化の進展

- ・ 近年、インターネットを中心とするICT⁶は著しく進化し、コミュニケーション基盤にとどまらず、産業や生活の基盤として欠かせない技術になっています。
- ・ 急速なスマートフォンの普及、新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化など、子ども・若者にとっても情報通信環境（インターネット空間）の存在はますます大きなものとなっています。
- ・ インターネットの利活用により、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等を乗り越え、必要な知識やスキルを身に付けたりすることが可能になるなど、デジタル化が加速していく中、子ども・若者の育成においても、インターネットの利用によるメリットを拡大させていくことが求められます。
- ・ その一方で、子ども・若者のインターネット利用時間の増加や低年齢化等、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）⁷の急速な普及に伴い、インターネット利用に起因する犯罪被害やインターネット上の誹謗中傷などが増加しています。そのため、インターネットの情報を正しく理解し、適切に判断・運用できる能力（インターネット・リテラシー）を向上させていく等、インターネット利用に伴う弊害への対策を進める必要があります。

⁶ ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

⁷ SNS：Social Networking Serviceの略。人と人の社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。共通の価値観に基づくコミュニティの形成を促進するものとされており、災害時の情報収集・発信や、地域課題の解決策と検討する場としても期待されている。

○機器ごとのインターネット利用状況【全国】

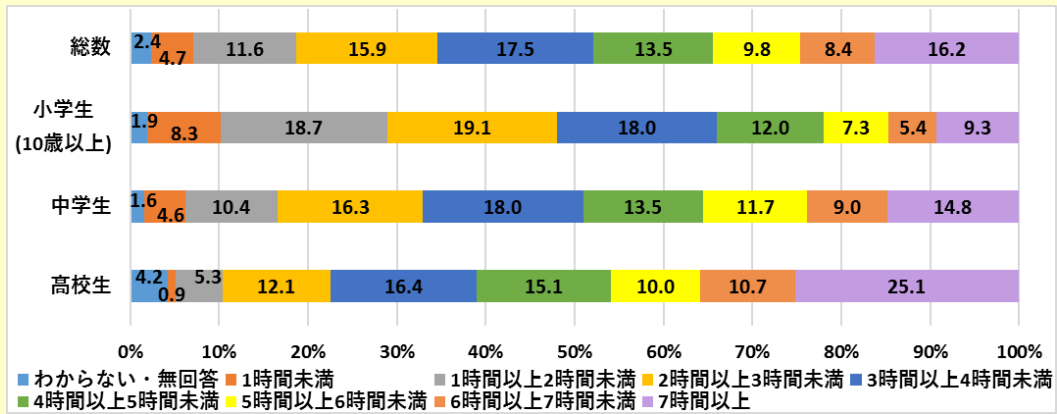


資料：内閣府「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

※「スマートフォン(計)」は、「スマートフォン」、「いわゆる格安スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」、「契約切れスマートフォン(平成29年度までは、携帯電話の契約がきれたスマートフォン)」のいずれかを利用すると回答した青少年。「タブレット(計)」は、「タブレット」、「学習用タブレット」、「子供向け娯楽用タブレット」のいずれかを利用すると回答した青少年。

※インターネット利用率についての質問形式は、平成28年度から平成29年度までは「青少年に調査した15機器のうち、いずれかの機器でのインターネット利用の有無」を問う設問であり、平成30年度以降の「インターネット利用の有無」を問う設問と相違があるため、平成29年度までの調査結果とは直接比較できない。

○インターネットの時間（利用機器の合計／平日1日あたり）【全国】



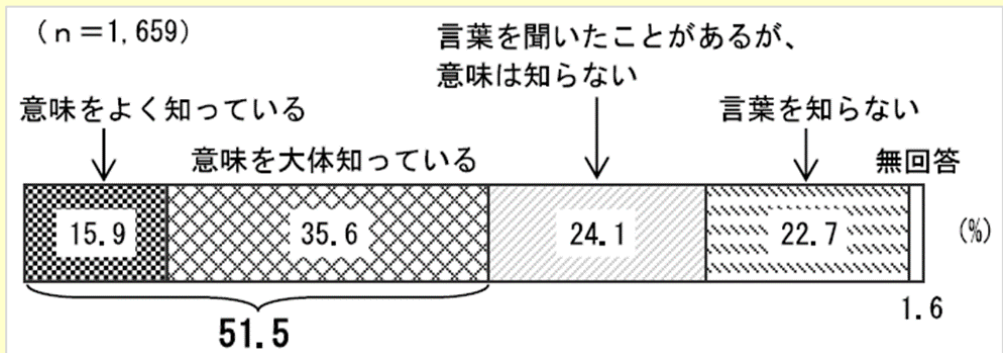
	令和3年度			令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合
総数	263.5分	65.3%	34.3%	205.4分	52.1%	182.3分	46.6%	168.5分	40.2%
小学生	207.0分	51.9%	21.9%	146.4分	33.6%	129.1分	29.3%	118.2分	21.0%
中学生	259.4分	67.1%	35.5%	199.7分	52.0%	176.1分	45.8%	163.9分	37.1%
高校生	330.7分	77.5%	46.0%	267.4分	69.5%	247.8分	66.3%	217.2分	61.7%

資料：内閣府「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

⑨SDGsへの社会的関心の高まり

- ・ SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことが誓われています。
- ・ 17の目標はいずれも、未来を生きる子ども・若者に深く関係し、子ども・若者自身もSDGs推進の担い手として期待されています。
- ・ SDGsに対する社会の関心の高まりを活かしつつ、SDGsの各目標との関連をより一層意識しながら、子ども・若者育成支援施策を推進していくことが求められています。

○SDGsの言葉の認知度

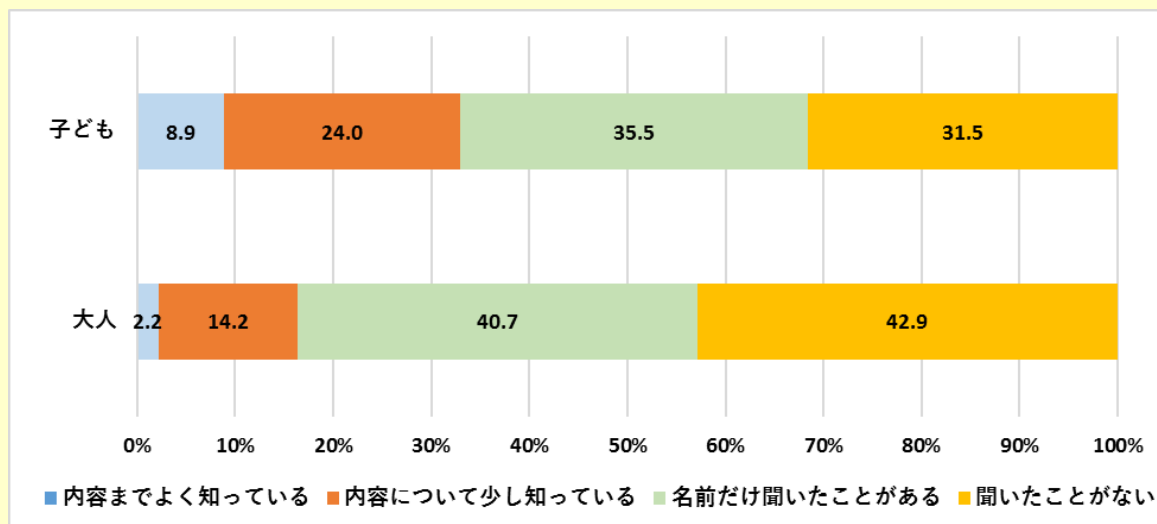


資料：千葉県報道広報課「令和3年度 第62回県政に関する世論調査」

⑩子どもの権利に対する意識の低さ

- ・ 我が国が 1994 年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じく、ひとり人間として持っている権利とともに、保護や配慮が必要な弱い立場にある子どもたちが支援を受ける権利も認めています。
- ・ 子どもが自分を「かけがえのない存在」と意識するためには、自分が持つ「人権」について知らされ、理解し、行使できるようになっていることが重要ですが、「子どもの権利条約」は多くの子どもに十分に知られていません。
- ・ また、子どもの権利の擁護が図られ、将来にわたり幸福な生活を送る社会を実現するためには、大人も子どもの権利について十分理解する必要があります。
- ・ 国連子どもの権利委員会からは「日本における子どもを権利を持つ人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制限している」との指摘を受けており、子どもを「保護の対象」から「権利の主体」へと転換していくことが求められます。そのため、子ども・若者の意見を尊重するとともに、意見表明の機会の確保や社会参画の促進を図る必要があります。

○子どもの権利条約の認知度【全国】



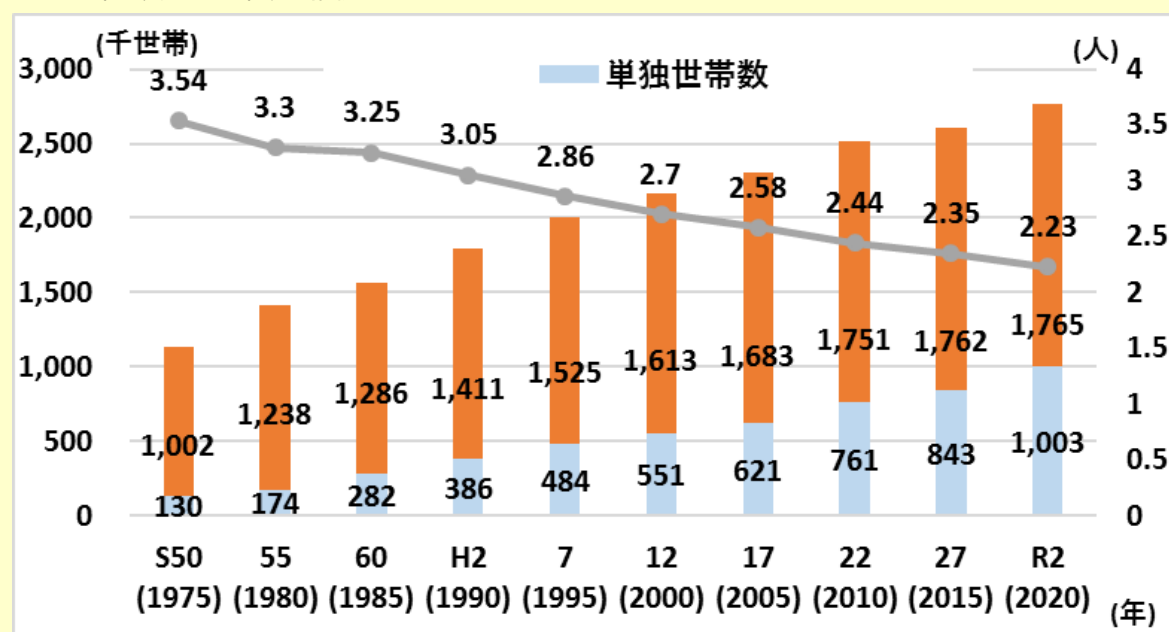
資料：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識」

(2) 子ども・若者が過ごす「場」における状況の変化と課題

①家庭

家庭は子どもを育む基盤であり、家庭における教育は全ての教育の出発点として、子どもたちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っています。しかしながら、令和2年には、平均世帯人員が2.23人になるなど、家族形態の変化が進み、共働き世帯の増加や働き方の多様化、家庭と地域とのつながりの希薄化なども見られるなど、家庭を巡る環境は大きく変化してきています。こうした状況の中、以下のような課題が生じており、対応が求められます。

○平均世帯人員及び世帯数の推移



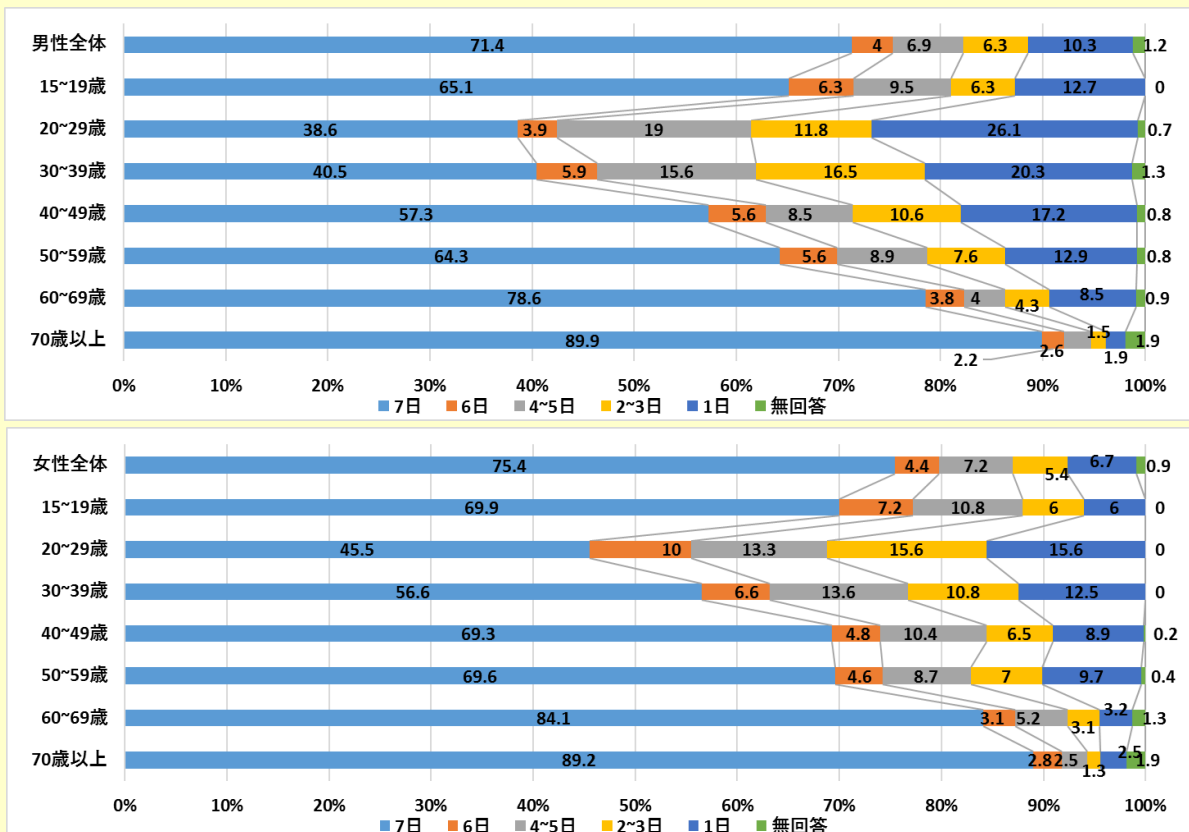
資料：総務省統計局「国勢調査」

(生活習慣の乱れと運動能力の低下)

若年層においては、朝食を欠食する者の割合が多く見られるなど、ライフスタイルの多様化に伴う食生活の乱れなどにより、将来的に生活習慣病が生じやすくなることが懸念されます。

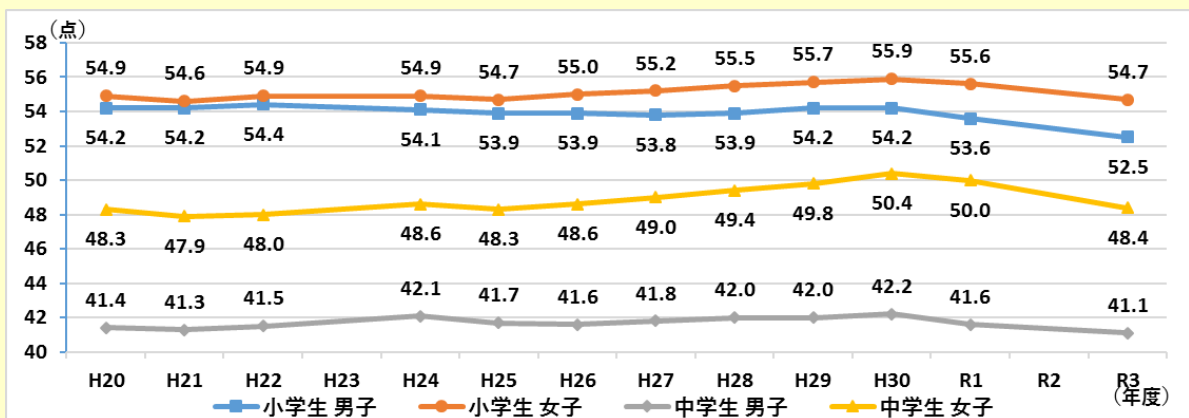
また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、子どもたちの運動能力に低下が見られます。こうした、健康上の問題に対する対応が求められます。

○ 1週間に朝食をとる回数（性・年齢別）



資料：千葉県健康福祉部健康づくり支援課「令和3年度 生活習慣に関するアンケート調査」

○実技調査テスト 体力合計点【全国】



資料：スポーツ庁「令和3年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(ひきこもりの長期化)

平成 27 年度の内閣府調査によると、満 15 歳から満 39 歳までの広義のひきこもり群は、54.1 万人とされています。

ひきこもり当事者やその家族の抱える問題はさまざまであり、ひきこもりの長期化により、本人と親が共に高齢化し、貧困や介護など様々な問題から生活に行き詰まる等、80 代の高齢の家族が 50 代のひきこもり当事者を支える、いわゆる「8050 問題」なども生じていることから、本人だけでなく、家族を含め、個々の状況に応じた支援が必要です。

○ひきこもりの者の推計数【全国】

	該当人数 (人)	有効回収数に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	33	1.06	36.5	} 準ひきこもり群 36.5 万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1	
自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5	} 狭義のひきこもり群 17.6 万人
計	49	1.57	54.1	

資料：内閣府「生活状況に関する調査」（平成 27 年度）

(ヤングケアラー問題の顕在化)

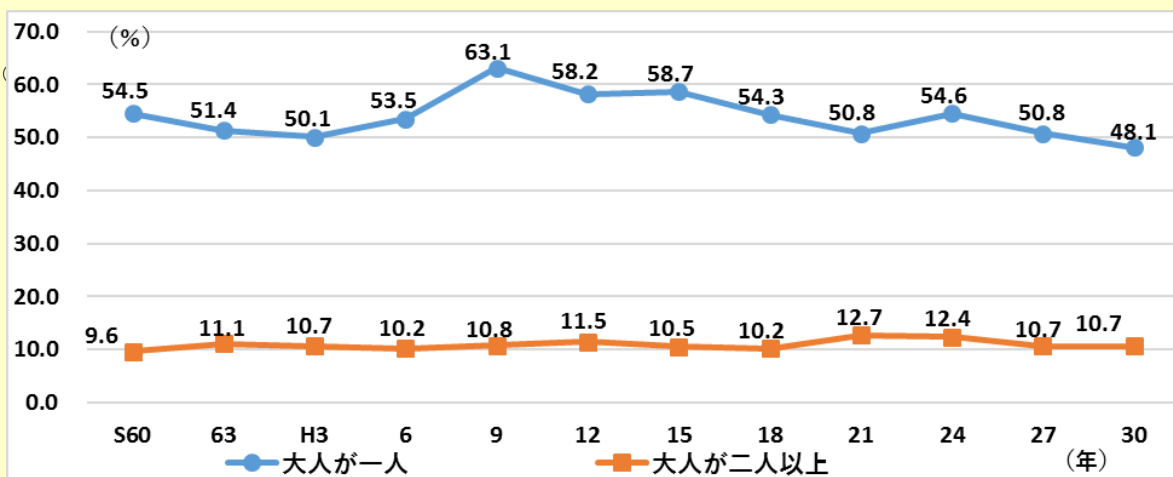
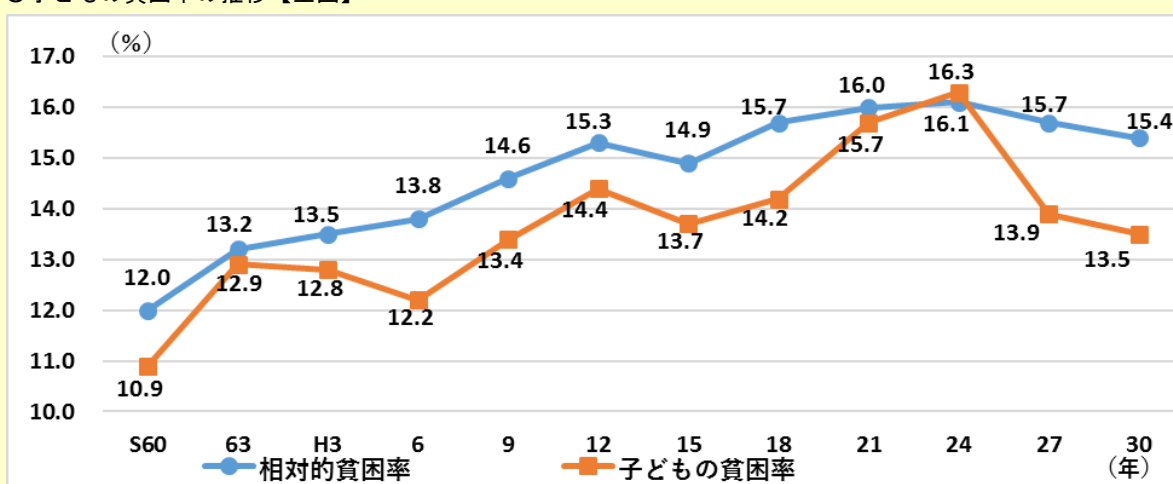
少子高齢化や共働き世帯の増加などを背景に家事や家族の世話など、本来、大人が担うケア責任を子どもが引き受けるヤングケアラーの問題が顕在化してきています。日常的にケアに追われることで、学業や友人関係への影響が出ることで指摘されており、対応が求められます。

(ひとり親世帯における高い貧困率)

ひとり親と子どもから成るひとり親世帯は、ひとりの親が生計の維持と子育てを同時に担うことから、就業や子育て、生活に関する様々な困難に直面する場合があります、社会的に不利な境遇に陥りやすい状況にあります。

こうした中、平成 30 年のひとり親世帯の貧困率は、48.1%と大人が 2 人以上いる世帯と比較して、高い割合を占めており、相談体制の整備や保護者に対する就労支援などの取組が求められます。

○子どもの貧困率の推移【全国】



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯の割合。なお、可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。

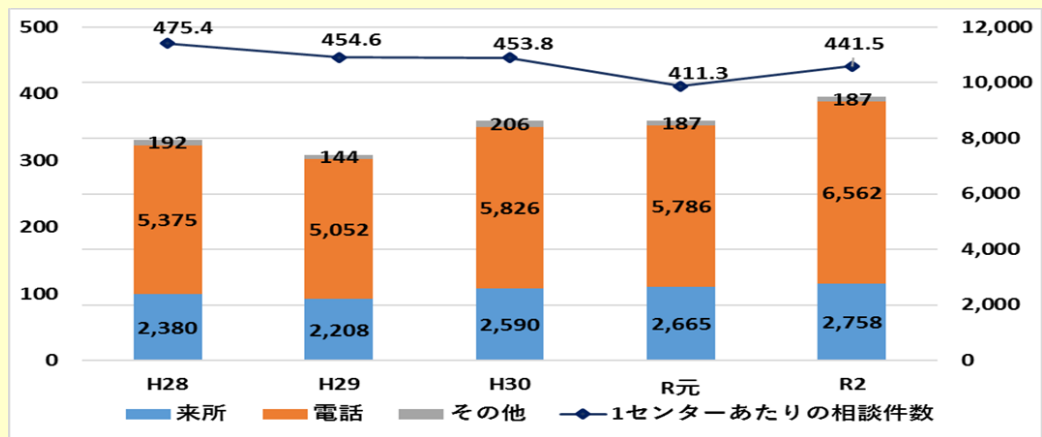
※子どもの貧困率とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

※子どもがいる現役世帯の貧困率とは、現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいう。

(児童虐待等、家庭内トラブルに係る相談件数の増加)

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数及び配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加しています。児童虐待、DV⁸は、重大な人権侵害であるとともに、犯罪となりうる行為です。それらの防止に向けた広報啓発活動を行うとともに、相談体制の整備や被害者がその後、安心安全な生活を送るための支援を行う必要があります。

○配偶者暴力相談センターにおける相談件数



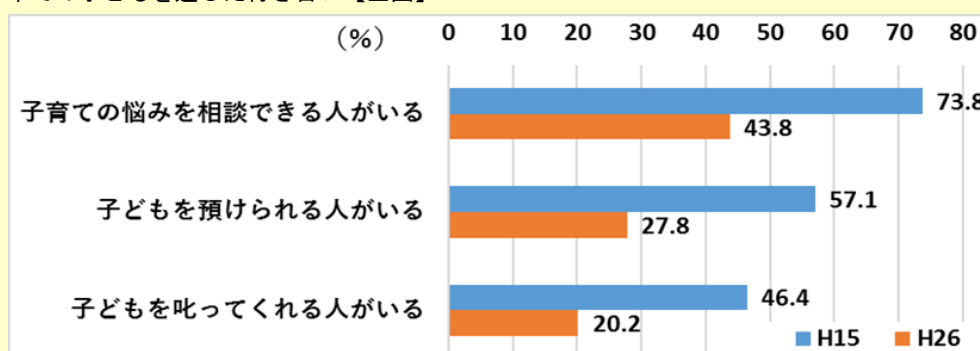
資料：内閣府男女共同参画局

⁸ DV：Domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。「ドメスティック＝家庭内の」「バイオレンス＝暴力」であり、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

(子育て中の保護者の孤立化)

核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景に、身近な人から子育てを学ぶ機会が減少するなど、子育てや家庭教育を支える環境が変化しています。そのため、子育て中の親が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっていることから、家庭に対する相談対応の充実を図るなど、地域社会と一体となった支援が求められます。

○地域の中での子どもを通じた付き合い【全国】

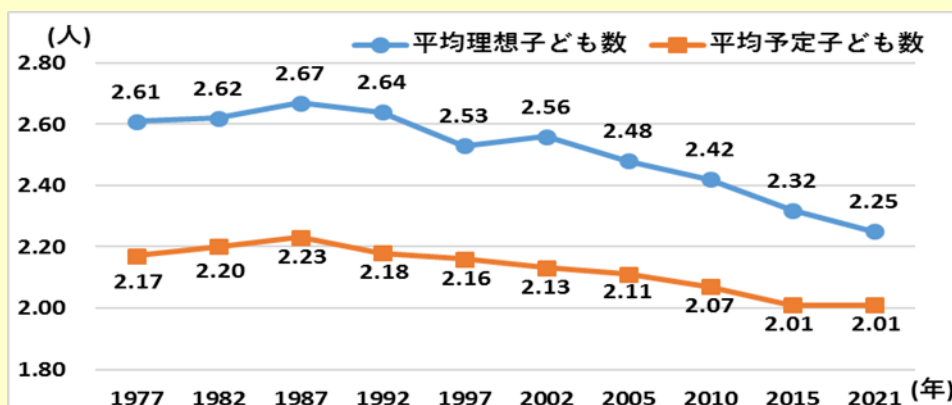


資料：(株)UFJ 総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)
三菱UFJ リサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査 2014」(2014年)

(理想の子ども数及び予定子ども数の減少)

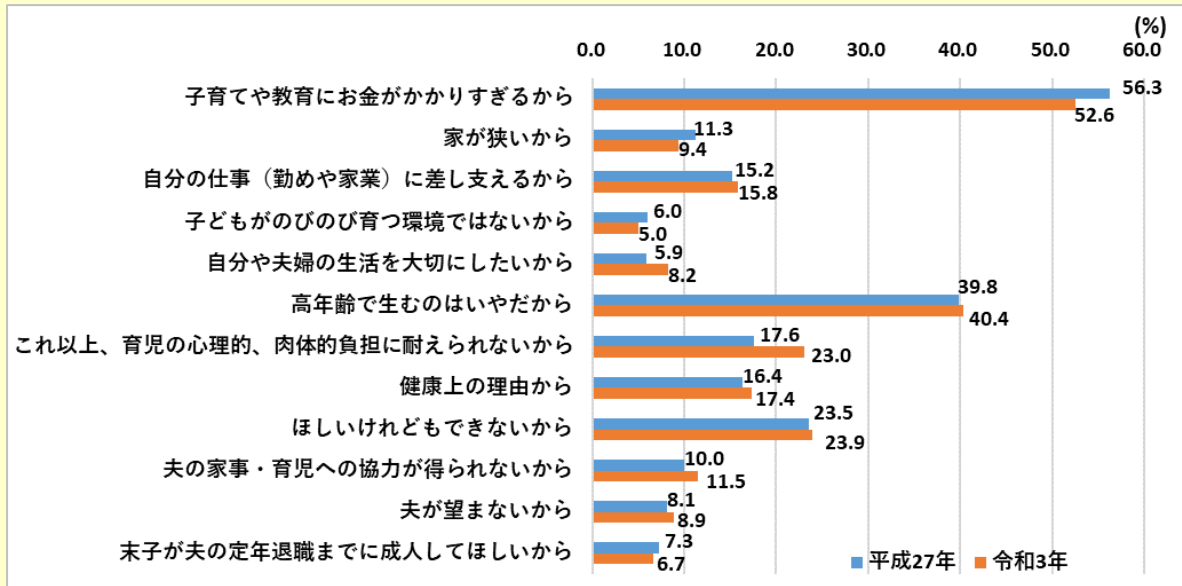
平均理想子ども数及び平均予定子ども数はともに減少傾向にあるとともに、依然平均予定子ども数が平均理想子ども数を下回る状況にあります。また、「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担や育児や仕事との両立が難しいことなどが上位にあることから、子育てに対する経済的負担の軽減や働きながら生み育てやすい環境づくりなど、子どもを安心して生み育てられる社会を構築する必要があります。

○夫婦の理想子ども数・予定子ども数【全国】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

○理想の数の子どもを持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）【全国】



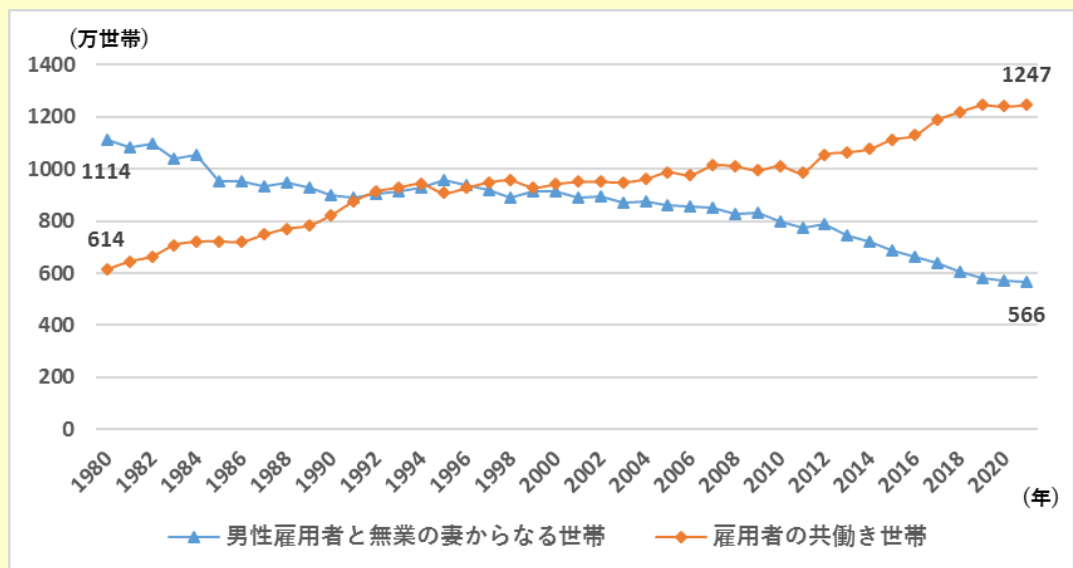
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

※対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。不詳を含まない選択率。複数回答のため合計値は100%を超える。

(子育てニーズの増加と多様化)

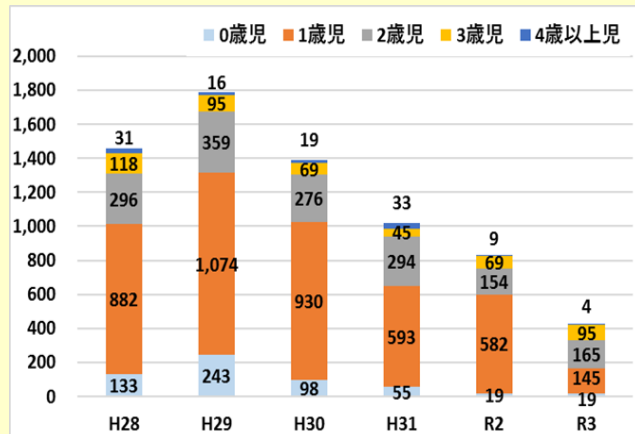
共働き世帯の増加や働き方の多様化に伴い、保育所等での一時預かり、幼稚園の預かり保育や育児相談ができる施設など、多様な子育て支援ニーズへの対応が求められています。今後も様々な保育ニーズの増加が見込まれることから、受け皿となる多様な保育施設の整備や人材確保などが必要です。

○共働き世帯数の推移【全国】

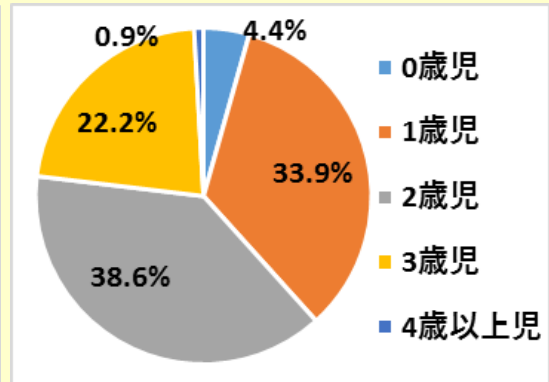


資料：総務省統計局「労働力調査」

○保育所等利用待機児童数の推移

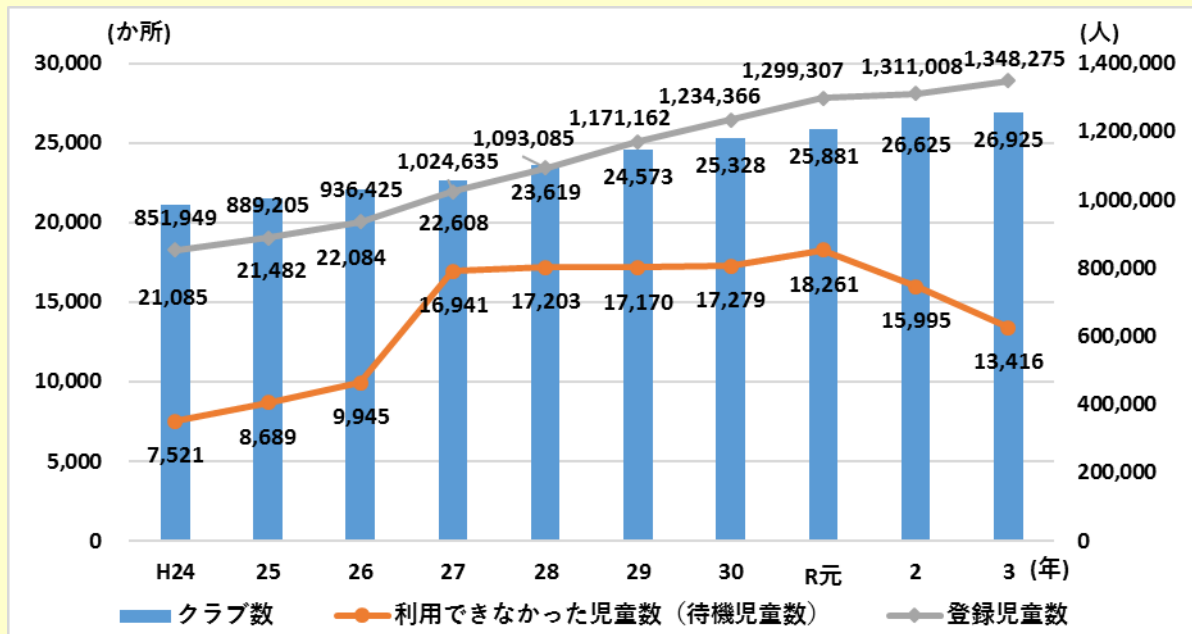


○令和3年度 年齢別待機児童割合



資料：千葉県子育て支援課「保育所等利用待機児童数及び利用定員数について」

○放課後児童クラブ数、登録児童数及びクラブを利用できなかった児童数の推移【全国】



資料：厚生労働省「令和3年（2021年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

②学校

学校は子ども・若者にとっての学びの場であるだけでなく、安心・安全な居場所、セーフティネットとなるなど、福祉面でも極めて重要な存在です。一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化などに伴う、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、学校の負担は年々増大しています。また、少子化の進展により、学校・学級の小規模化が進んでいる地域もある中、以下のような課題に対して、対応していく必要があります。

(教職員の多忙化)

正規の勤務時間を超えて勤務する教職員が多く見られます。教職員が心身ともに健康を保ち、子どもたちに真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう、学校における働き方改革を進める必要があります。

〇月あたりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合【全校種（市町村立学校、県立学校）】

職種（調査時期）	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等（R3.11月）	50.9%	63.8%	60.0%	31.1%	10.2%
〃（R2.11月）	47.3%	60.6%	60.3%	35.8%	9.9%
教諭等における全校種の平均	45.7%				
〔参考： R2.11月の平均	44.4%〕				

〇月あたりの時間外在校等時間（校種別）【全校種（市町村立学校、県立学校）】

職種（調査時期）	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等（R3.11月）	45時間25分	59時間 4分	60時間51分	37時間47分	27時間40分
〃（R2.11月）	44時間36分	59時間24分	51時間15分	41時間46分	27時間39分
教諭等における全校種の平均	45時間22分				
〔参考： R2.11月の平均	45時間58分〕				

資料：千葉県教育庁教職員課「令和3年度 第2回教職等の出退勤時刻実態調査」

※教諭等：主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師

(学校の小規模化及び統廃合)

少子化の進展により学校の小規模化や統廃合が進む中、どの地域でも質の高い教育を行うことができるよう、学校の指導体制を充実させていく必要があります。

(学校教育のICT化)

国では、子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学習を実現するため、ICT環境を整備する「GIGAスクール構想⁹」を推進しており、本県においても、ICT教育がより一層進むよう、ICT環境の整備等に取り組んでいく必要があります。

○教育の情報化の実態に係る主な指標【全国・千葉県】

指標 (全学校種)	教育用コンピュータ 1台当たりの 児童生徒数	普通教室の 無線LAN整備率	インターネット 接続率 (30Mbps以上)	普通教室の 大型提示装置整備率	統合型校務支援 システム整備率	教員のICT 活用指導力
千葉県平均値	1.4人/台	86.2%	99.9%	67.0%	89.4%	72.0%
全国平均値	1.4人/台	78.9%	98.2%	71.6%	73.5%	72.0%

資料：文部科学省「令和2年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

※「全学校種」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のことをいう。

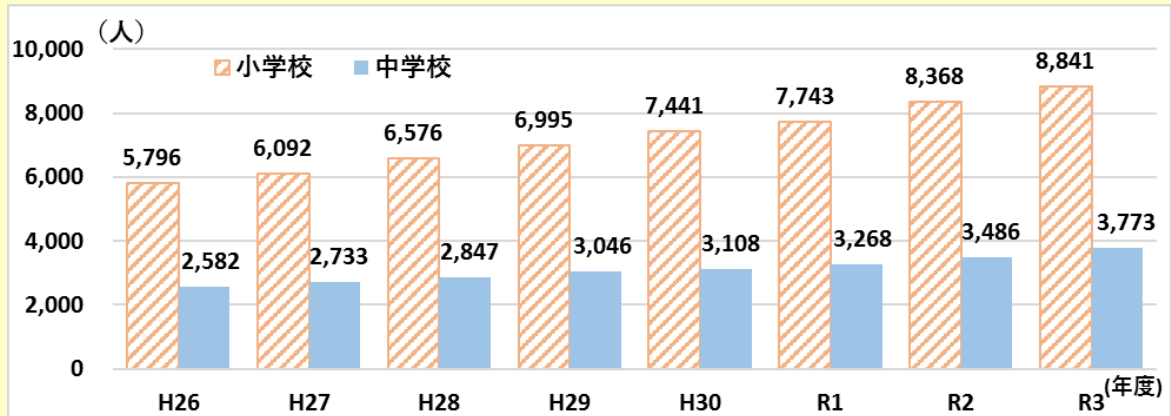
※「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう。

⁹ GIGAスクール構想：全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを一体的に整備し、それぞれの子供に最適化された教育環境を提供するための文部科学省の取組み。「GIGA」とは、Global and Innovation Gateway for All（すべての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）を意味する。

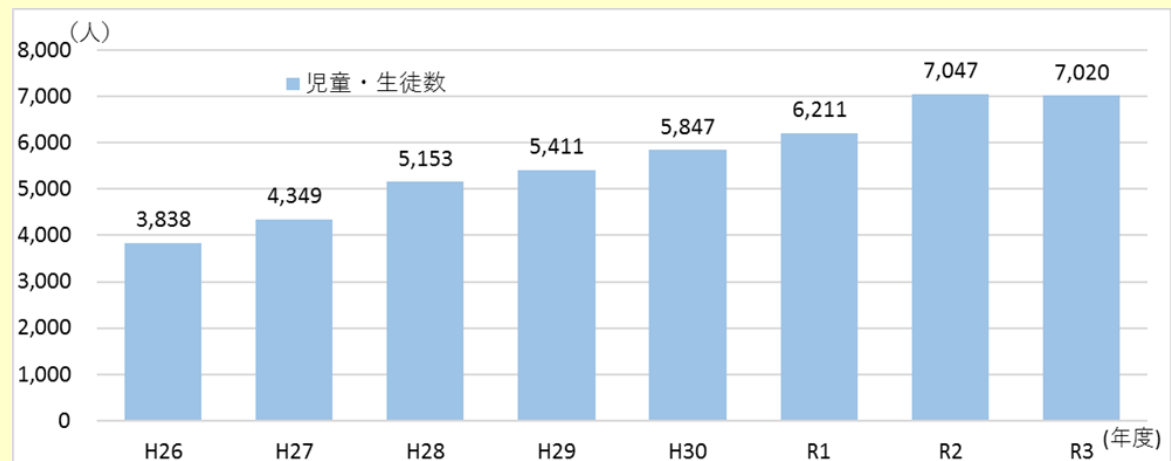
(児童生徒の多様化)

発達障害のある者を含め特別支援教育を受ける者や外国にルーツを持つ者、性的指向・性自認¹⁰(性同一性)に関することを理由に困難を抱える者など、多様化する児童生徒に対し、きめ細やかな対応が求められます。

○公立小中学校の特別支援学級児童生徒数



○公立小中学校の通級指導教室児童生徒数



資料：千葉県教育庁特別支援教育課「千葉県の特別支援教育」

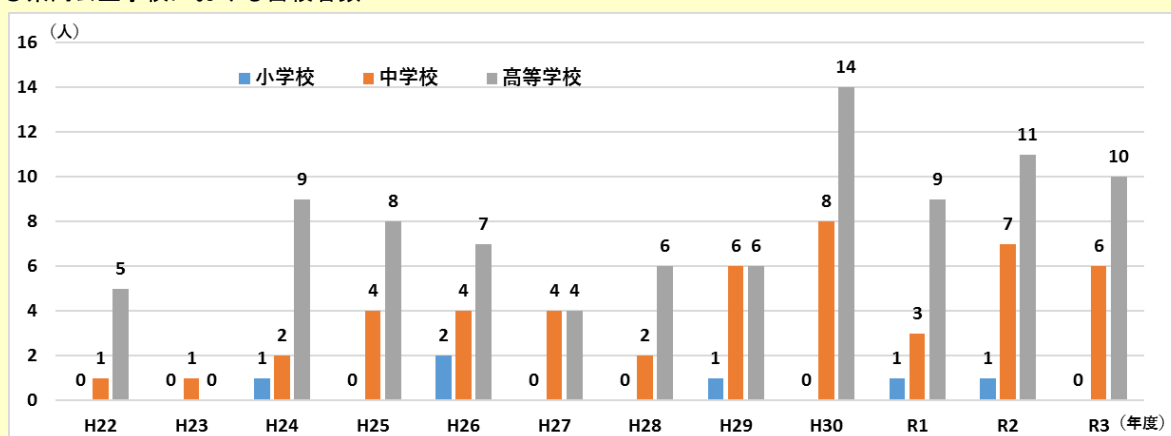
¹⁰ 性的指向・性自認：「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるか、「性自認」(性の自己認識)とは、自分の性をどのように認識しているかを指し、「心の性」と言われることもある。

(いじめ、自殺、不登校等生徒指導上の課題の多様化・複雑化)

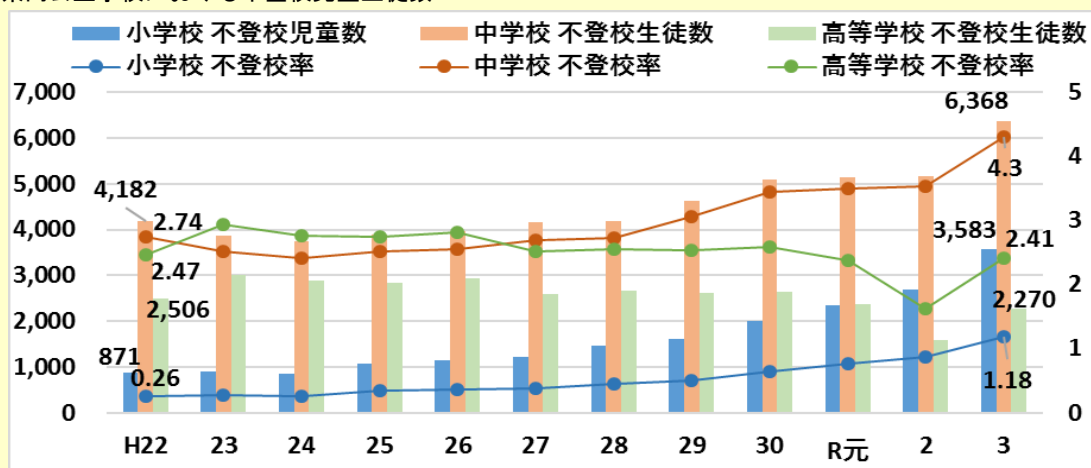
令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の県内公立学校における自殺者数は16人で、前年度から3人減少しましたが、ここ数年10から20人前後の方が亡くなっている状況です。また、いじめの認知件数は、51,478人で、前年度から11,248件増加となり、一斉休校がなかった令和元年度と同程度となりました。不登校については、小・中学校では、9,951人と前年度から2,101人増、高等学校においても、2,270人と前年度から677人増と、いずれも大幅に増加しています。

こうした状況への対応として、スクールカウンセラー¹¹やスクールソーシャルワーカー¹²等、専門の人材の配置を進める等、相談体制の充実を図る必要があります。

○県内公立学校における自殺者数



○県内公立学校における不登校児童生徒数

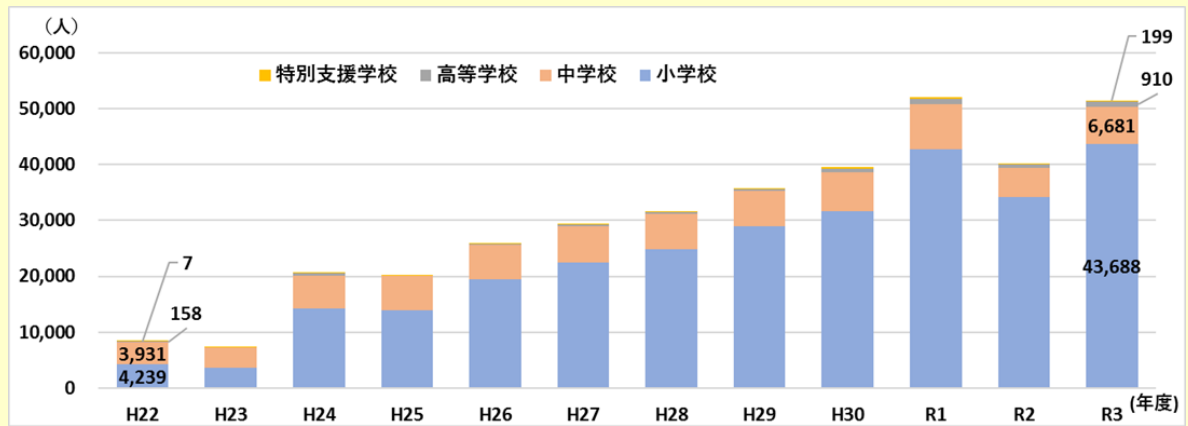


資料：千葉県教育庁児童生徒安全課「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

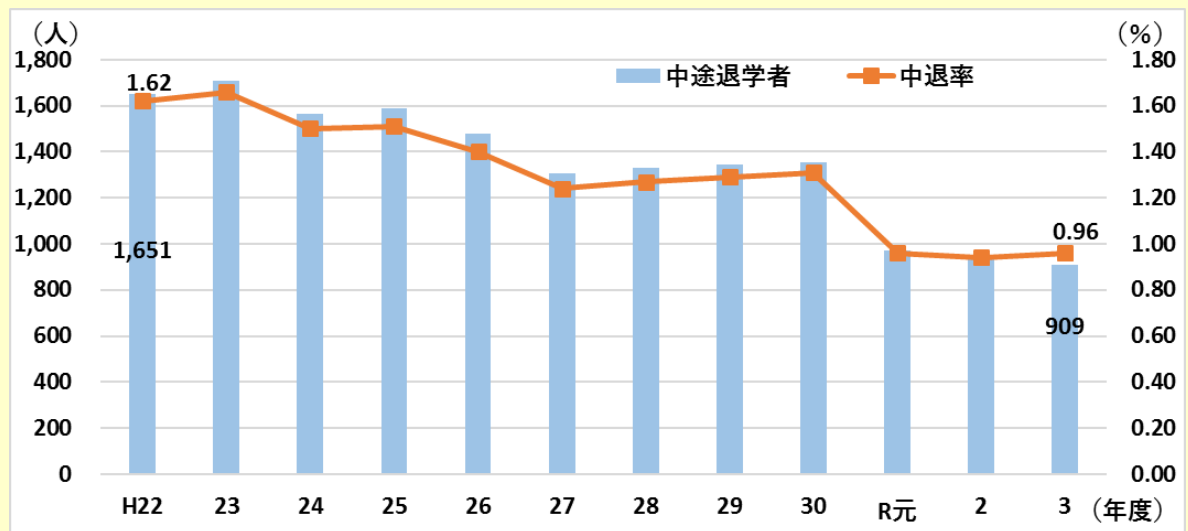
¹¹ スクールカウンセラー：学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家。

¹² スクールソーシャルワーカー：生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家。

○県内公立学校におけるいじめの認知件数

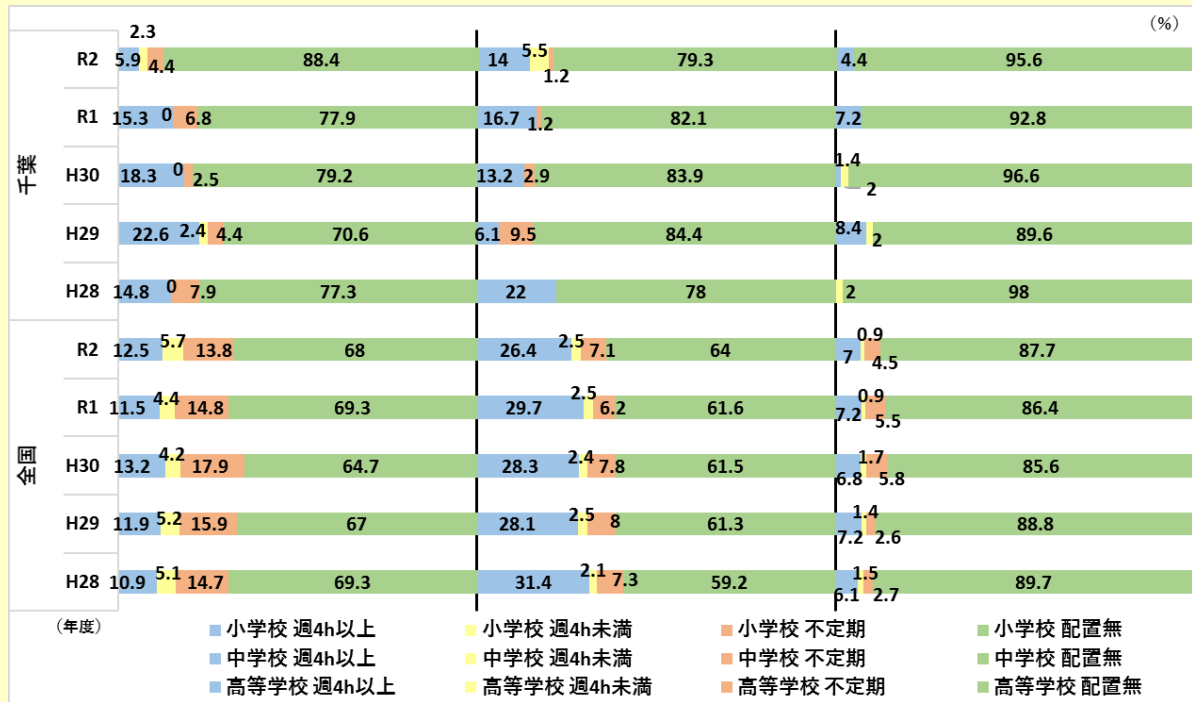


○県内公立高等学校における中途退学者

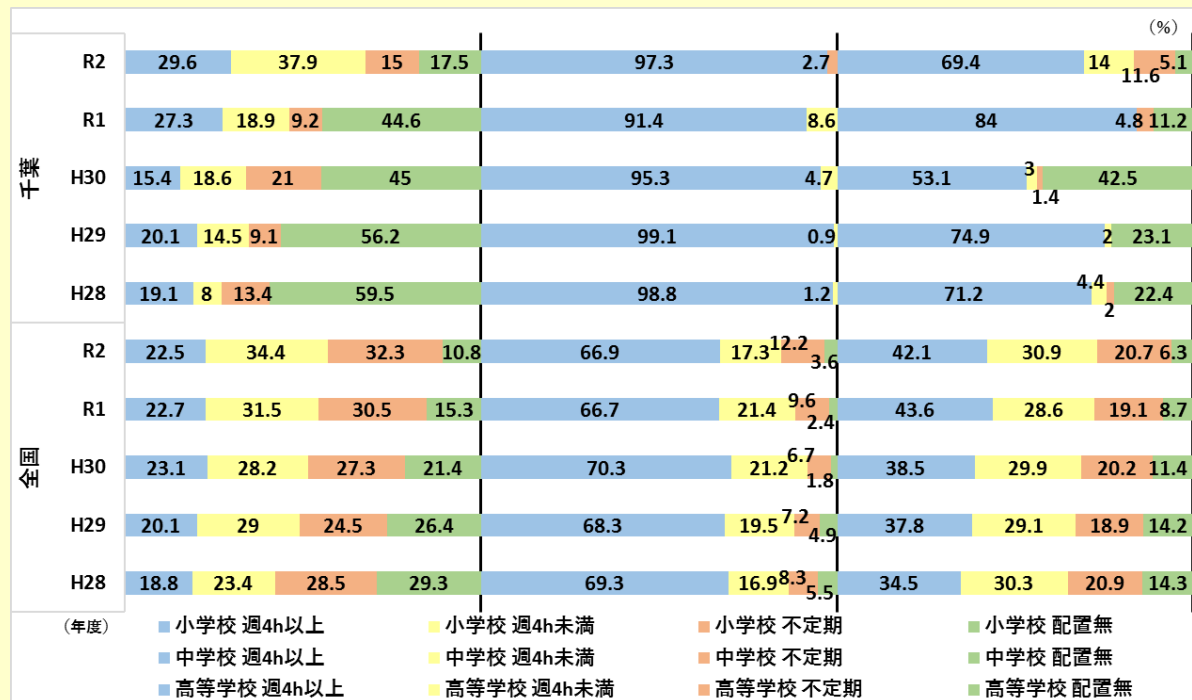


資料：千葉県教育庁児童生徒安全課「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

○相談員の配置状況【全国・千葉県】



○スクールカウンセラーの配置状況【全国・千葉県】



資料：文部科学省「学校保健統計調査」

③地域社会

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とする地域のつながりや支え合いの希薄化が見られる中、家庭の孤立化や地域社会における教育力の低下、自主防犯活動や青少年健全育成における担い手不足などの課題が生じており、以下の取組が求められます。

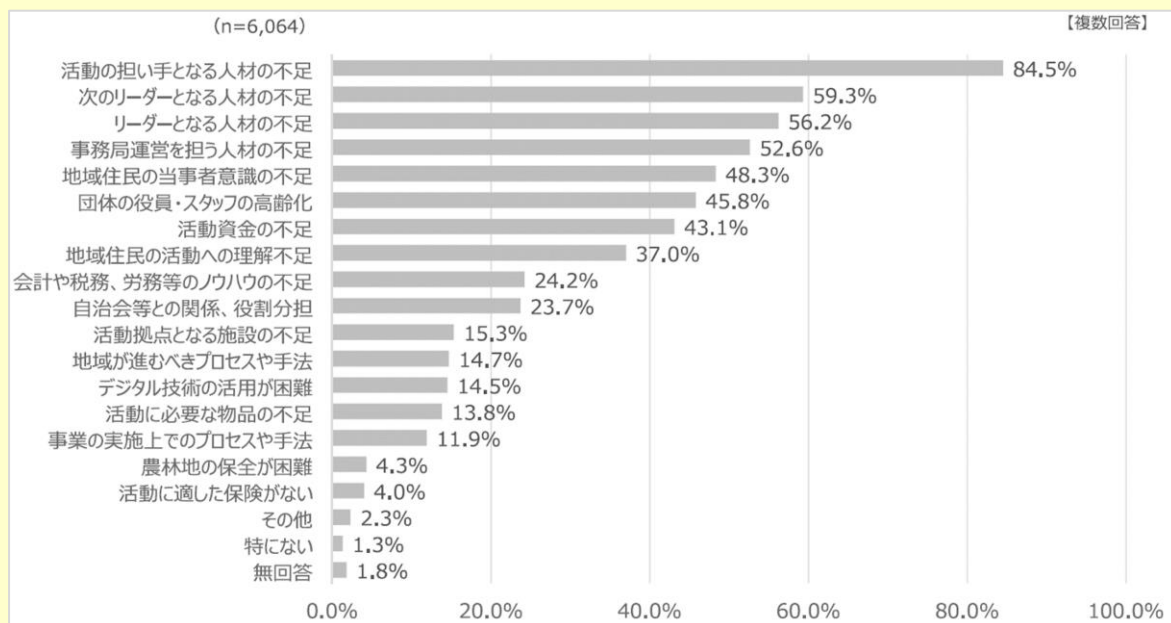
(地域社会の教育力の低下)

子どもたちが自立し、心豊かに力強く社会で生き抜く力を培うためには、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねることが必要です。そのため、家庭・地域と学校との連携・協働により、地域全体で子どもを育てる体制を構築することが求められます。

(地域社会における担い手不足)

地域社会における自主防犯活動や青少年健全育成などの担い手については、高齢化や若年層の減少などによる人材不足が課題となっており、担い手を確保するとともに、その活動を支援することが求められます。また、青少年を取り巻く問題は多様化・複雑化していることから、青少年の育成に関わる様々な専門的知識を有する担い手を養成する必要があります。

○地域運営組織の持続的運営に向けた課題【全国】

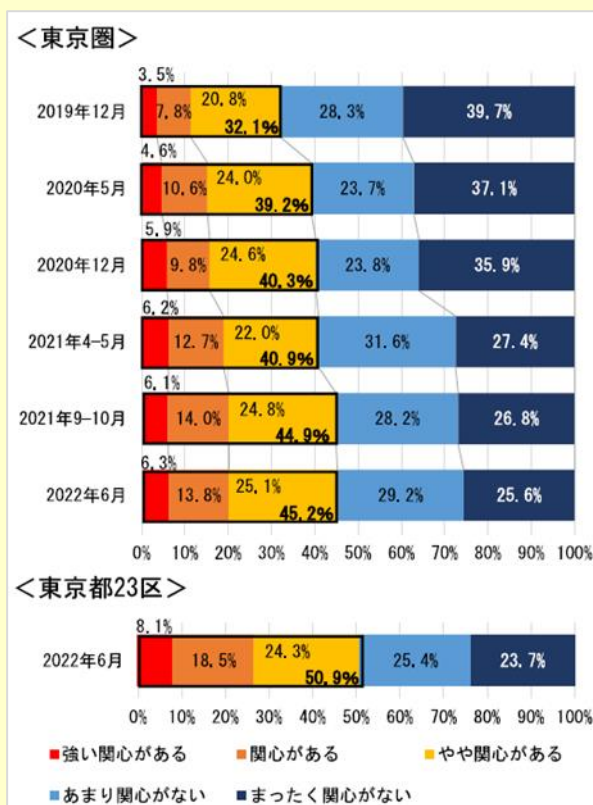


資料：総務省調査

(若者の移住・定住への関心の高まり)

新型コロナウイルス感染症拡大による働き方等のライフスタイルの変化を契機として、若者の移住・定住に対する関心が高まっています。本県への移住・定住や二地域居住の円滑な実現のため、若者のライフスタイルや働き方に適切に対応していく必要があります。

○20歳代（東京圏及び東京都23区在住者）の地方移住への関心【全国】



資料：内閣府「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

④情報通信環境（インターネット空間）

急速なスマートフォンの普及や新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化等、子ども・若者を取り巻く情報通信環境（インターネット空間）の存在感がますます大きくなる中、インターネット利用の利点を増大させ、弊害を縮小していくことが求められます。

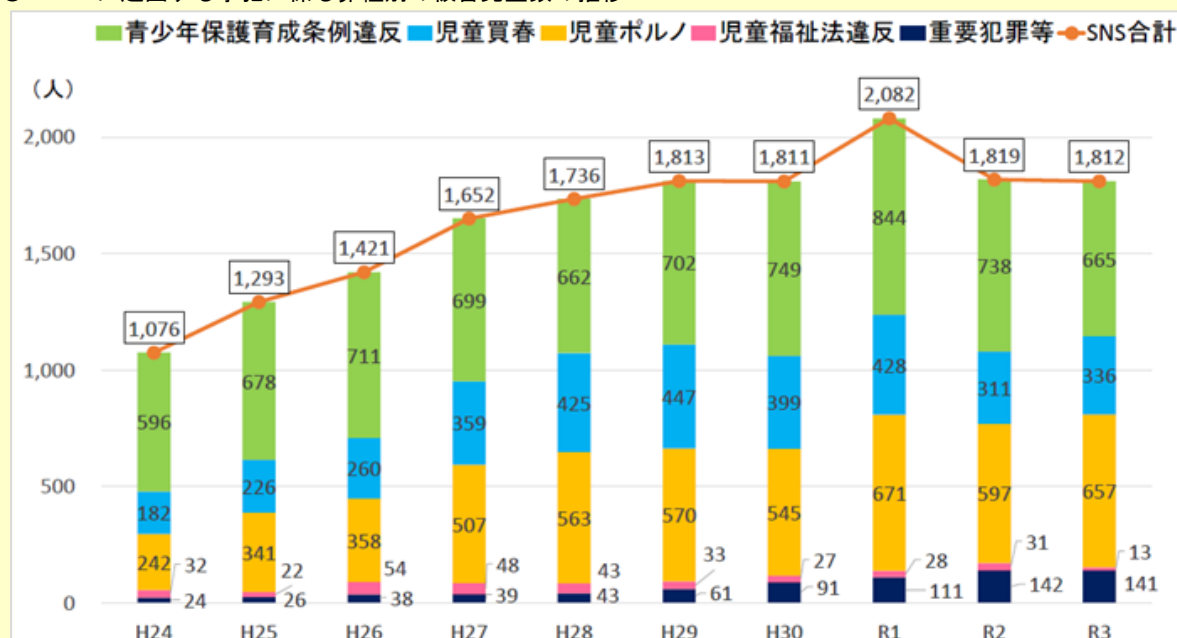
（ICT活用能力の重要化）

インターネットを活用することで、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等乗り越えられる等、インターネットは、コミュニケーション基盤にとどまらず、産業や生活の基盤として欠かせない技術になっています。しかしながら、我が国の児童生徒は、諸外国と比較して、情報活用能力に課題があることから、デジタル機器を「学び」に積極的に活用していくことが求められます。

(インターネット利用者の低年齢化と利用時間の長時間化／SNS上のトラブルやいじめの増加)

スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、利用年齢の低年齢化や長時間利用による生活リズムの乱れ、ネットいじめ・犯罪被害など、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、情報化社会の危険性とその対処法などについて、子ども達自身と保護者等が正しく認識し、適切に行動していく必要があります。

○ SNSに起因する事犯に係る罪種別の被害児童数の推移



資料：警察庁

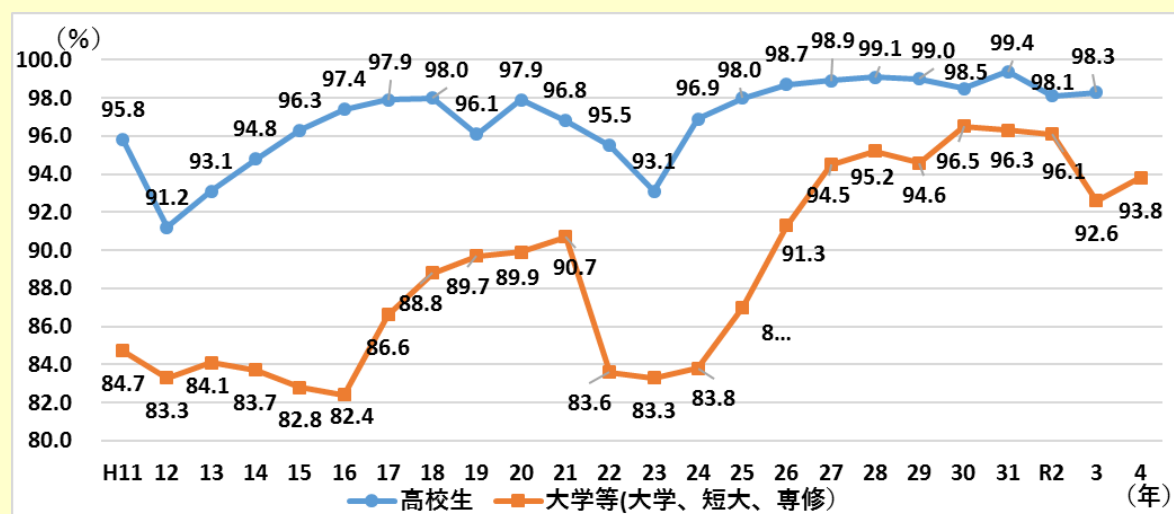
⑤就業（働く場）

若者が自立し、社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要であり、また、働く場は、生活の糧を得るだけではなく、成長や自己実現の場でもあります。若者の就業をめぐるには、以下のような課題が生じており、若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮していけるよう、困難な状況にある若者の自立や社会参加に向けた支援等の取組の推進が求められます。

（若者の早期離職）

新規学卒者の就職率は9割を超えていますが、就職後3年以内の離職率は新規高卒就職者、新規大卒就職者ともに、3割を超えています。理由として、労働条件や人間関係、仕事のミスマッチなどが挙げられており、早期離職を防ぐためには、若者が適切に職業選択を行うことができるよう、就労支援に取り組む必要があります。また、離職した若者に対し、能力や適性を活かした仕事ができるよう再就職に向けた支援を行っていく必要があります。

○高等学校及び大学等（大学、短大、専修）の新規学卒者の内定状況の推移



資料：厚生労働省千葉労働局「令和4年3月新規学校卒業者の就職内定状況等について」

※各数値は4月1日現在における数値

○初職が正社員であった早期離職者が初めての勤務先を辞めた理由（性・学歴別、複数回答あり）

① 3年未満での離職 単位：％、Nは実数

初職離職理由	男性			女性		
	中学・高 校	専門・高 専・短大	大学・大 学院	中学・高 校	専門・高 専・短大	大学・大 学院
労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった	36.0	36.3	40.9	37.5	35.7	38.1
人間関係がよくなかった	34.7	38.0	30.7	39.2	40.4	31.4
仕事が自分に合わない	37.9	30.3	32.3	27.4	23.2	28.5
賃金の条件がよくなかった	34.3	32.9	20.6	24.0	22.6	15.1
ノルマや責任が重すぎた	11.5	14.1	19.1	16.9	20.8	24.8
会社に将来性がない	16.1	14.5	20.3	9.4	7.9	14.1
健康上の理由	10.3	15.8	10.2	15.3	16.7	14.9
自分の技能・能力が活かされなかった	7.9	14.5	8.9	5.6	9.4	11.5
結婚、子育てのため	2.1	2.6	4.0	13.3	16.9	14.4
不安定な雇用状態が嫌だった	4.4	4.7	4.0	5.1	3.7	2.9
1つの会社に長く勤務する気がなかったため	3.8	3.0	3.0	3.4	1.3	2.9
倒産、整理解雇又は希望退職に応じたため	1.9	1.7	4.5	2.7	1.5	3.6
合計(N)	478	234	597	413	456	617

② 1年未満での離職 単位：％、Nは実数

初職離職理由	男性			女性		
	中学・高 校	専門・高 専・短大	大学・大 学院	中学・高 校	専門・高 専・短大	大学・大 学院
労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった	36.1	36.4	<i>41.7</i>	37.7	42.5	38.2
人間関係がよくなかった	44.6	43.2	43.1	48.4	53.1	44.1
仕事が自分に合わない	46.4	42.0	41.2	37.1	28.1	<i>40.9</i>
賃金の条件がよくなかった	27.7	29.5	15.7	22.6	15.6	11.8
ノルマや責任が重すぎた	12.0	9.1	24.5	17.0	22.5	28.5
会社に将来性がない	14.5	8.0	15.7	6.3	8.1	11.8
健康上の理由	13.3	19.3	16.7	22.0	21.9	19.9
自分の技能・能力が活かされなかった	7.8	19.3	7.4	6.3	11.3	15.1
結婚、子育てのため	0.0	3.4	1.5	6.3	7.5	4.8
不安定な雇用状態が嫌だった	3.0	3.4	2.9	5.0	3.1	2.7
1つの会社に長く勤務する気がなかったため	4.2	1.1	1.5	0.6	0.0	1.1
倒産、整理解雇又は希望退職に応じたため	0.6	0.0	5.9	3.8	1.9	3.8
合計(N)	166	88	204	159	160	186

資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「若年者のキャリアと企業による雇用管理の現状「平成30年度若年者実態調査」より」

※次の選択肢はごく少数のため掲載省略。「責任のある仕事を任されたかった」「雇用期間の満了・雇止め」「介護・看護のため」「家業をつぐ又は手伝えるため」「独立して事業を始めるため」「その他」「無回答」。

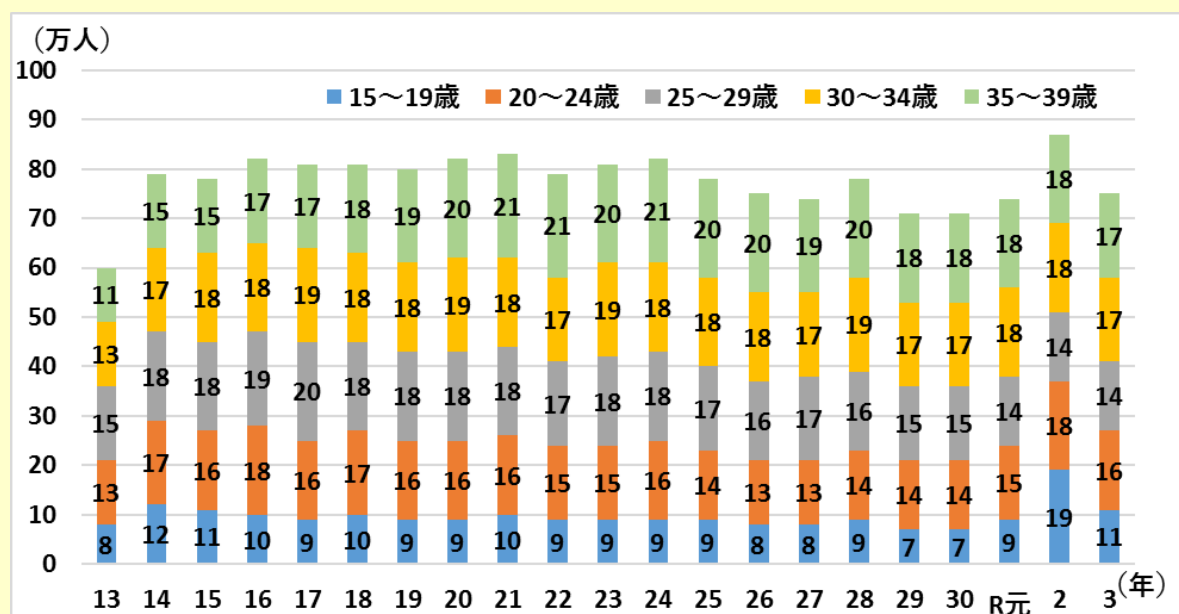
※数字の表記のうち、太字は「①3年未満での離職」では上位3位、②では最上位を示す。また、斜体は特に学歴差が顕著な項目を示す。また、枠囲いは平成25年調査と比べて5%ポイント以上増加したことを示す。

(高止まりしている若年無業者¹³ (ニート) 数)

令和3年の全国の若年無業者(ニート)の推計は、75万人となっており、令和2年の87万人から令和元年以前の水準まで減少したものの、依然高止まりしています。

ニートとして、社会とのつながりを失い、孤立する若者の多くは、複合的な問題を抱えていることから、継続的かつ包括的に支援する体制を整える必要があります。

○若年無業者数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」

※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの

(外国人労働者の増加)

グローバル化や生産年齢人口の減少等に伴い、外国人労働者やその家族である子ども・若者等が今後ますます増加することが予想されており、その就業や生活への支援、職域や生活の場において共生、協働を推進する取組が求められます。

¹³ 若年無業者：本項では、15歳から39歳の就業しておらず、かつ就業の意思のないもののうち、家事も通学もしていない者とする。なお、厚生労働省においては、職に就かず、又は求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいわゆるニート(Not in Education, Employment or Training)と定義している。

(国際競争の激化)

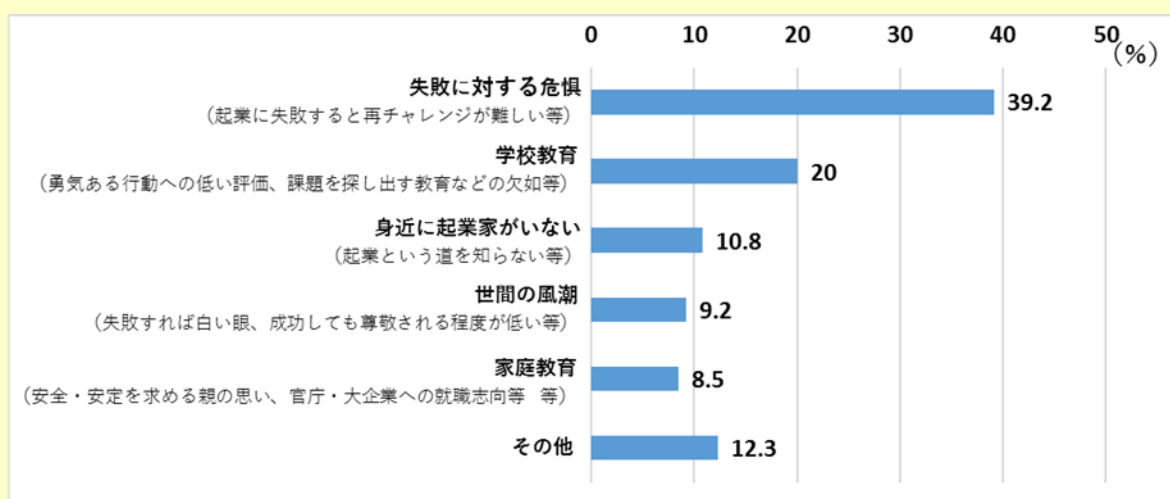
グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化など、社会が急激に変化する中、日本企業が国際競争力を高めていくためには、技術革新を含むイノベーションを推進していく必要があります。

こうした中で、幅広い知識と柔軟な思考力を備え、知識を活用して、付加価値を生み出し、イノベーションや新たな社会を創造していく人材や、国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他者と協働して課題解決を行う人材が求められており、こうした人材の育成を推進していく必要があります。

(起業意識の低さ)

起業は、経済社会に新陳代謝をもたらし、経済成長を支え、社会をより多様なものにします。しかしながら、我が国においては、起業して失敗することへの危惧等の理由から起業への意識や実績が低く、柔軟な発想とチャレンジ精神を持つ若者の起業を後押しする取組が求められます。

○日本で起業が少ない原因【全国】



資料：経済産業省中小企業庁 ※「2022年版中小企業白書」から

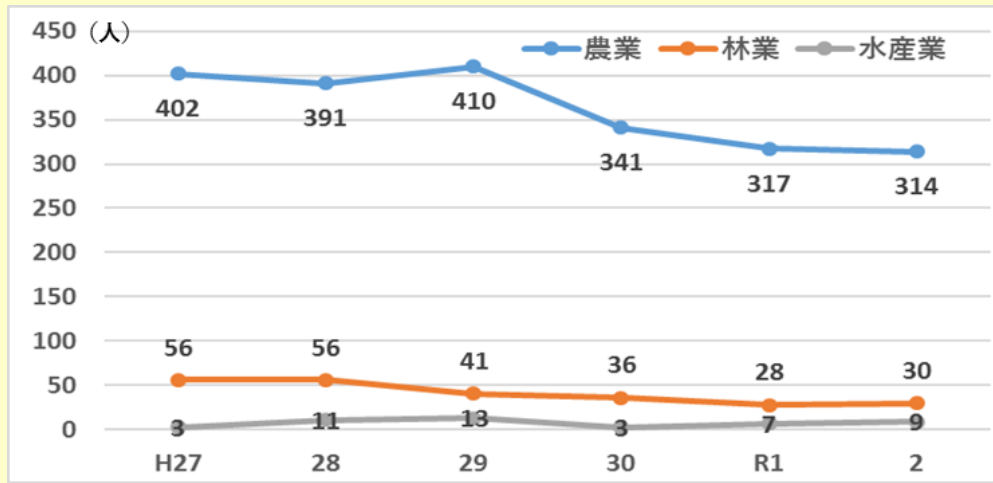
(各産業における新規就業者の減少)

本県の農林水産業における、新規就業者数は、横ばいあるいは減少傾向にあり、従事者の減少・高齢化が進んでいます。

また、製造業においても、それを支える「ものづくりの現場」で、若者のものづくり離れや技能者の高齢化が課題となっています。

このため、これらの産業への関心を高めるとともに、新規就業を希望する若者を育成・支援していく必要があります。

○農林水産業における新規就業者数



資料：千葉県農林水産政策課「千葉県農林水産業の動向」

○製造業における新規就業者数



資料：総務省「労働力調査」 ※表は2022版ものづくり白書から

2 目指す姿

社会のみんなで成長を支え、子ども・若者一人ひとりの可能性を広げる千葉

我が国では、情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年問題も多様化・複雑化しています。また、不登校や児童虐待、貧困など、困難を有する子ども・若者の問題も依然として深刻な状況にあります。

こうした中、喫緊の課題や社会環境の変化に対応するためには、家庭、学校、地域、企業、行政それぞれが責任を果たしながら、連携して、社会全体で子ども・若者の成長を支えるとともに、子ども・若者一人ひとりが能力を磨き、可能性を広げて、活躍することができる社会をつくることが重要です。

そこで、千葉県では、「社会のみんなで成長を支え、子ども・若者一人ひとりの可能性を広げる千葉」を目指す姿として掲げ、各種施策に取り組んでいきます。

3 施策の柱

目指す姿を実現し、子ども・若者を取り巻く現状や課題の解決を目指すため、以下のとおり4つの施策の柱を定めます。

(1) 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

次代の担い手である子どもたちが、心身共に健やかに育ち、幸せを実感しながら、社会的にも経済的にも自立し、社会参画できるよう支援します。

(2) 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその家族に対して、状況に応じた支援を行い、問題の解消を図るとともに、子ども・若者の犯罪等被害及び非行・犯罪を防止します。

(3) 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

子ども・若者一人ひとりが、自分の可能性を認識し、能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながら大きくはばたくことができるよう、失敗を恐れず果敢に挑戦する子ども・若者を応援します。

(4) 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

子ども・若者の育成に関する専門的知識を持つ人材を確保するとともに、地域住民や市民活動団体、企業等が連携し、社会全体で子どもの成長を支えていく環境づくりを支援します。

4 基本目標

施策の柱に基づいて、本プランで推進すべき8つの基本目標を次のとおり定めます。

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

〔基本目標1〕自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保

子ども・若者が自分らしく生き抜き、健やかに成長していくための基礎となる、確かな学力と豊かな心を育むとともに、健康・体力の向上を図り、安全安心な生活を送るために必要な知識を身に付けさせることを目指します。

〔基本目標2〕共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進

性別や国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが能力を生かして社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現に向け、子どもたちの理解促進やニーズに応じた教育を推進するとともに、職業能力の開発や就労支援により、若者の職業的自立を促進します。

IIの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

〔基本目標3〕きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実

ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者については、一人ひとりの異なる課題に対し、様々な分野の関係機関が連携して、これ乗り越えていくことができるよう、支援を充実します。

〔基本目標4〕非行・被害防止

子ども・若者の非行・犯罪を防止するとともに、人格形成等に重大な影響を与える虐待や福祉を害する犯罪等からの被害を防ぎ、安全安心に成長できるよう取り組みます。

IIIの柱 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

〔基本目標5〕世界を舞台に活躍する能力の育成

郷土と国の歴史への理解や、異なる言語文化を持つ人々との交流など、国際社会の担い手として求められる能力を持った子どもを育成します。

〔基本目標6〕若者の新たな挑戦の応援

自分の才能を生かしながら未知の事柄等に挑戦し、試行錯誤しながら自らの能力を磨こうとする子ども・若者を応援する社会を目指します。

IVの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

〔基本目標7〕 地域社会の連携の強化

家庭や学校、地域等が子ども・若者の成長の場となるよう、様々な担い手を養成・確保するとともに、子ども・若者の成長を支える様々な団体が連携・協働できる地域社会の実現を目指します。

〔基本目標8〕 社会環境の整備

子ども・若者が様々な犯罪や交通事故等から守られ、安全安心に暮らせる環境を整備するとともに、子育てに対する不安や負担を解消し、誰もが安心して子どもを育てることのできる社会の実現を目指します。

5 施策体系

目指す姿	柱	基本目標	基本方策	
若 社 者 会 一 の 人 み ひ ん と な り で の 成 可 長 能 を 支 え、 子 ど も を 広 げ る 千 葉	I 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進	1 自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保	①健康と安全安心の確保	
		2 共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進	②社会を生き抜く力の育成 ③子どもたちの可能性を引き出す教育の実現 ④多様な学習ニーズに対応した教育の推進 ⑤子ども・若者の社会参画の促進 ⑥職業能力の習得／就労支援の充実	
	II 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止	3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実	⑦総合的な相談・支援体制の整備 ⑧様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実 ⑨障害のある子どもへの支援 ⑩子どもの貧困対策の推進	
		4 非行・被害防止	⑪非行・犯罪防止と立ち直り支援 ⑫虐待・犯罪等の被害防止	
		III 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	5 世界を舞台に活躍する能力の育成	⑬世界を舞台に活躍する能力の育成
			6 若者の新たな挑戦の応援	⑭若者の新たな挑戦の応援
	IV 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり	7 地域社会の連携の強化	⑮子ども・若者の成長を支える担い手の養成・確保・支援 ⑯多様な主体による取組の推進と連携 ⑰家庭・学校・地域の連携	
			8 社会環境の整備	⑱子ども・若者を守る環境の整備 ⑲情報社会への対応 ⑳子どもを育てる環境の整備